

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

I-2-②-8  
第1編 総則  
第2章 工事費の積算  
②間接工事費  
2-1 共通仮設費の率分

表-2 地域補正の適用

施工地域区分	工程区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先
市街地 (DID 補正) (1) - 1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1) - 1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2) - 1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (DID 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2
一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工程(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。	1.3	3
一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工程(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	4
市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事, 電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工程(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5
離島	全ての工程(※)		1.3	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。  
(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市, 出雲市, 益田市, 浜田市, 安来市の一部)  
これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。  
2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

表-2 地域補正の適用

施工地域区分	工程区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先
市街地 (DID 補正) (1) - 1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1) - 1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2) - 1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (DID 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2
一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工程(※1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。	1.3	3
一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工程(※1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	4
市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事, 電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工程(※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5
山間僻地及び離島	全ての工程(※1)	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合(※2)。	1.3	6

※1 コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。  
※2 雲南市吉田村, 飯南町, 川本町, 美郷町, 邑南町, 浜田市旭町・弥栄村, 益田市見良町, 吉賀町及び離島が該当する。  
(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市, 出雲市, 益田市, 浜田市, 安来市の一部)  
これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。  
2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

(追記)

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

## I-2-②-27

### 第1編 総則

### 第2章 工事費の積算

#### ②間接工事費

#### 2-3 準備費

- 2-3 準備費
- (1) 準備費の積算  
準備費として積算する内容は次のとおりとする。
- 1) 準備及び後片付けに要する費用
    - イ 着手時の準備費用
    - ロ 施工期間中における準備、後片付け費用
    - ハ 完成時の後片付け費用
  - 2) 調査・測量、出張等に要する費用
    - イ 工事着手前の基準測量等の費用
    - ロ 縦、横断面図の照査等の費用
    - ハ 用地幅杭等の仮設等の費用
    - ニ 出張の設置等の費用
  - 3) 準備として行う以下に要する費用
    - イ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（樹木等をチェーンソーなどにより切り倒す伐採作業は含まない。）
    - ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用
 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）
- (追記)
- 4) 1)から3)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工に必要な準備に要する費用。
- 5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。
- (2) 積算方法  
準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を正確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。
- なお、伐採作業、伐採に伴う集積・積込、伐採により発生する建設廃棄物等の工事現場外に搬出する運搬及び処分に関する費用は、準備費として別途計上すること。

伐採作業等の項目別対象表

項目	作業費	集積・積込 (現場内小運搬含む)	運搬費	処分費
伐開	○	○	●	●
伐採	●	●	●	●
除根	○	○	●	●
除草	○	○	●	●

○：率分  
●：積上

- 2-3 準備費
- (1) 準備費の積算  
準備費として積算する内容は次のとおりとする。
- 1) 準備及び後片付けに要する費用
    - イ 着手時の準備費用
    - ロ 施工期間中における準備、後片付け費用
    - ハ 完成時の後片付け費用
  - 2) 調査・測量、出張等に要する費用
    - イ 工事着手前の基準測量等の費用
    - ロ 縦、横断面図の照査等の費用
    - ハ 用地幅杭等の仮設等の費用
    - ニ 出張の設置等の費用
  - 3) 準備及び片付けとして行う以下に要する費用
    - イ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（樹木等をチェーンソーなどにより切り倒す伐採作業は含まない。）
    - ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用
 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）
  - ハ 型枠及び足場等仮設資材の処分費用
  - ニ セメント袋や通常の土のう袋の処分費（直接工事費に積上げた大型土のう袋やフレコンバックの処分に関する費用は含まない。）

(追記)

    - 4) 1)から3)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用、大型土のう袋やフレコンバックの処理費用等、工事の施工に必要な準備に要する費用。

5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。

(2) 積算方法  
準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を正確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

なお、伐採作業、伐採に伴う集積・積込、伐採により発生する建設廃棄物等の工事現場外に搬出する運搬及び処分に関する費用は、準備費として別途計上すること。

伐採作業等の項目別対象表

項目	作業費	集積・積込 (現場内小運搬含む)	運搬費	処分費
伐開	○	○	●	●
伐採	●	●	●	●
除根	○	○	●	●
除草	○	○	●	●

○：率分  
●：積上

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

## I-2-②-37

第1編 総則  
第2章 工事費の積算  
② 間接工事費  
3 現場管理費

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地 (D1D 補正) (1) - 1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1) - 1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2) - 1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (D1D 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)			
一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)			
市街地 (D1D 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
離島	全ての工種(※)		1.0	6

※コンクリートダム及びフィロダム工事は適用しない。  
注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(D1D地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
なお、D1D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部)  
これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。  
2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通収設備で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

(追記)

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地 (D1D 補正) (1) - 1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1) - 1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2) - 1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (D1D 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※1)			
一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※1)			
市街地 (D1D 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種(※1)	島根県人事委員会規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。(※2)	1.0	6

※1 コンクリートダム及びフィロダム工事は適用しない。  
※2 雲南市吉田村、新浜町、川本町、美郷町、邑南町、浜田市旭町・弥栄村、益田市區見町、石見町及び離島が該当する。  
注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(D1D地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
なお、D1D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部)  
これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。  
2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通収設備で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

I-2-③-1  
第1編 総則  
第2章 工事費の積算  
③現場発生産品及び支給品運搬

### ③ 現場発生産品及び支給品運搬

#### 1. 適用範囲

本資料は、現場発生産品・支給品運搬に適用する。

##### 1-1 適用出来る範囲

(1) 防護柵、コンクリート二次製品等の現場発生産品又は支給品の積込み、荷卸し及び指定箇所までの運搬

1-2 適用出来ない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 4t 積車を超える車種を使用する場合
- (2) 現場発生産品又は支給品以外の積込み、運搬
- (3) 自動車専用道路を利用する場合
- (4) 「第II編第2章共通工(旧旧橋撤去工)」により発生した高欄の運搬の場合

#### 2. 施工パッケージ

##### 2-1 現場発生産品・支給品運搬

###### (1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表2.1 現場発生産品・支給品運搬 積算条件区分一覧

トラック機種	片道運搬距離	(積算単位：回)	
		1回当り平均積載質量	
クレーン装置付 ベーストラック 2t 積、吊能力 2t (参考) 荷台長 L=3.0m 荷台幅 W=1.6m	(表2.2)	0.1t 以下	
		0.1t 超 0.2t 以下	
		0.2t 超 0.3t 以下	
		0.3t 超 0.5t 以下	
		0.5t 超 0.8t 以下	
		0.8t 超 1.1t 以下	
		1.1t 超 1.5t 以下	
クレーン装置付 ベーストラック 4~4.5t 積、吊能力 2.9t (参考) 荷台長 L=3.4m 荷台幅 W=2.0m	(表2.2)	1.5t 超 2.0t 以下	
		0.1t 以下	
		0.1t 超 0.2t 以下	
		0.2t 超 0.3t 以下	
		0.3t 超 0.5t 以下	
		0.5t 超 0.8t 以下	
		0.8t 超 1.1t 以下	
		1.1t 超 1.5t 以下	
		1.5t 超 2.0t 以下	
		2.0t 超 2.6t 以下	
2.6t 超 2.95t 以下			

(注) 1. 上表は、構造物等撤去に伴う現場発生産材や防護柵、コンクリート二次製品等の現場発生産品又は支給品の積込み、指定箇所までの運搬、取卸し等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。  
2. 運搬費は発生(又は支給)する工種毎に直接工事費として計上する。

全面改定

### ③ 現場発生産品及び支給品運搬

#### 1. 適用範囲

本資料は、現場発生産品・支給品運搬に適用する。

##### 1-1 適用出来る範囲

(1) 防護柵、コンクリート二次製品、鋼材等の現場発生産品又は支給品の積込み、荷卸し及び指定箇所までの運搬

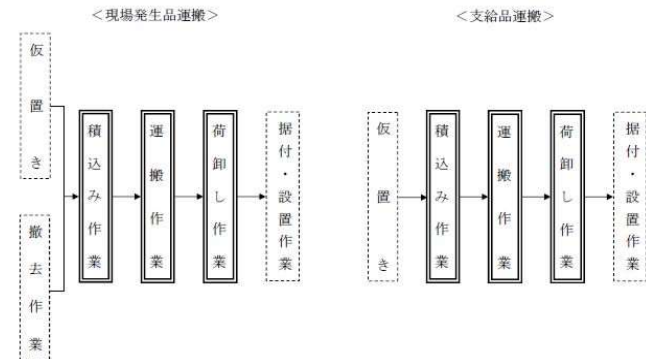
(2) 一般道及び自動車専用道を利用する場合

1-2 適用出来ない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 4~4.5t 積車を超える車種を使用する場合
- (2) 現場発生産品又は支給品以外の積込み、運搬
- (3) 構造物等の撤去歩掛及び施工パッケージに運搬車両への積込みまで含まれる場合

#### 2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。  
2. 自動車専用道の利用の有無にかかわらず適用できる。

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

I-2-③-2  
第1編 総則  
第2章 工事費の積算  
③現場発生品及び支給品運搬

表2.2 片道運搬距離

積算条件	区 分
片道運搬距離	2.0km 以下
	5.0km 以下
	9.0km 以下
	14.0km 以下
	20.0km 以下
	27.0km 以下
	35.0km 以下
	60.0km 以下

(注) 運搬距離が60kmを超える場合は別途考慮する。

(2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表2.3 現場発生品・支給品運搬 代表機材規格一覧

項目	代表機材規格		備考
機械	K 1	トラック クレーン装置付 ベーストラック 2t 級, 吊能力 2t	
		トラック クレーン装置付 ベーストラック 4t 級, 吊能力 2.9t	
	K 2	-	
	K 3	-	
労務	R 1	特殊運転手	
	R 2	普通作業員	
	R 3	-	
	R 4	-	
材料	Z 1	軽油 1、2号 バトロール給油	
	Z 2	-	
	Z 3	-	
	Z 4	-	
市場単価	S	-	

3. 施工パッケージ

3-1 現場発生品及び支給品積込み・荷卸し

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3.1 現場発生品及び支給品積込み・荷卸し 積算条件区分一覧

(積算単位：t)

トラック機種
トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t 級, 吊能力 2.9t
トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t 級, 吊能力 2.9t

(注) 1. 上表は、構造物等撤去に伴う現場発生材や防護柵、コンクリート二次製品、鋼材等の現場発生品又は支給品の積込み、荷卸し等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. 現場発生品及び支給品積込み・荷卸しは発生(又は支給)する工種毎に直接工事費として計上する。

(2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表3.2 現場発生品及び支給品積込み・荷卸し 代表機材規格一覧

項目	代表機材規格		備考
機械	K 1	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t 級 吊能力 2.9t	
		トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t 級 吊能力 2.9t	
	K 2	-	
	K 3	-	
労務	R 1	特殊運転手	
	R 2	特殊作業員	
	R 3	-	
	R 4	-	
材料	Z 1	軽油 バトロール給油	
	Z 2	-	
	Z 3	-	
	Z 4	-	
市場単価	S	-	

全面改定

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

**I-2-③-3**  
 第1編 総則  
 第2章 工事費の積算  
 ③現場発生品及び支給品運搬

3-2 現場発生品及び支給品運搬

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3.3 現場発生品及び支給品運搬 積算条件区分一覧

(積算単位：t)

トラック機種	DID区間の有無	片道運搬距離
トラック [クレーン装置付]	無し	(表3.4)
ベーストラック 2t級, 吊能力 2.9t	有り	(表3.5)
トラック [クレーン装置付]	無し	(表3.4)
ベーストラック 4~4.5t級, 吊能力 2.9t	有り	(表3.5)

- (注) 1. 運搬距離が65kmを超える場合は別途考慮する。  
 2. 有料道路を利用する場合は利用料金を別途計上すること。

表3.4 運搬距離(1)

積算条件	区分
運搬距離	2.0km以下
	4.0km以下
	6.0km以下
	8.5km以下
	11.0km以下
	14.0km以下
	17.0km以下
	20.5km以下
	24.0km以下
	28.0km以下
	32.5km以下
	37.5km以下
	43.0km以下
	49.0km以下
	55.5km以下
62.5km以下	
65.0km以下	

表3.5 運搬距離(2)

積算条件	区分
運搬距離	1.5km以下
	3.0km以下
	5.0km以下
	7.0km以下
	9.0km以下
	11.5km以下
	14.0km以下
	17.0km以下
	20.0km以下
	23.5km以下
	27.5km以下
	31.5km以下
	36.0km以下
	41.0km以下
	46.5km以下
52.5km以下	
59.0km以下	
65.0km以下	

全面改定

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

I-2-③-4  
 第1編 総則  
 第2章 工事費の積算  
 ③現場発生品及び支給品運搬



全面改定  
 →

(2) 代表機材規格  
 下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

(追記)

表3.6 現場発生品及び支給品運搬 代表機材規格一覧

項目	代表機材規格		備考
機械	K 1	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t 級 吊能力 2.9t	
		トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t 級 吊能力 2.9t	
	K 2	-	
	K 3	-	
労務	R 1	運転手 (特殊)	
	R 2	特殊作業員	
	R 3	-	
	R 4	-	
材料	Z 1	軽油 バトロール給油	
	Z 2	-	
	Z 3	-	
	Z 4	-	
市場単価	S	-	

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>I-3-①-2</b> 第1編 総則 第3章 一般管理費等及び消費税等相当額 ①一般管理費等</p>	<p><b>2 付 加 利 益</b> (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金（損金算入分を除く） (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p><b>3 一般管理費等の算定</b> 一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">(追記)</span></p> <p>なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	<p><b>2 付 加 利 益</b> (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金（損金算入分を除く） (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p><b>3 一般管理費等の算定</b> 一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率（Gp）</span></p> <p>なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>
--	--	---



# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

I-4-①-1  
第1編 総則  
第4章 随意契約方式により  
工事を発注する場合の  
間接工事費等の調整  
について  
①随意契約方式により工事を  
発注する場合の共通仮設費、  
現場管理費及び一般管理費等  
の調整について

① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

- 1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について  
随意契約方式により工事を発注する場合の調整については次のとおりとする。
- (1) 調整対象となる工事
- 1) 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。
  - 2) 繰越、債務工事の取扱い  
現工事が繰越又は債務で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。

(追記)

- (2) 調整の対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。
- (3) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。

- 1) 異種の工事とは下表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。

工事種別	建設業有資格者名簿による種別
A	一般土木工事、舗装工事、港湾工事、法面処理工事、グラウト工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレストコンクリート構造物工事
D	電気工事、通信設備工事
E	一般建築工事
F	維持修繕工事、塗装工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	冷暖房衛生設備工事、管工事

- 2) 積算体系が同一（一般管理費等率が同じもの）の異種の工事は次により調整する。

- (イ) 現場管理費については調整しない。  
(ロ) 一般管理費等については調整する。
- 3) 積算体系が異なる異種の工事は調整しない

① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

- 1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について  
随意契約方式により工事を発注する場合は、次のとおりとする。
- (1) 調整対象となる工事
- 1) 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。
  - 2) 繰越、債務工事の取扱い  
現工事が繰越又は債務で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。

- (2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の積算時の年月とし、現工事の落札率を考慮するものとする。
- (3) 調整対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。
- (4) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。
- 1) 異種の工事とは下表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。

工事種別	建設業有資格者名簿による種別
A	一般土木工事、舗装工事、港湾工事、法面処理工事、グラウト工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレスト・コンクリート構造物工事
D	電気工事、通信設備工事
E	一般建築工事
F	維持修繕工事、塗装工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	冷暖房衛生設備工事、管工事

- 2) 積算体系が同一（一般管理費等率の算出区分が同じもの）の異種の工事は次により調整する。  
(イ) 共通仮設費・現場管理費については調整しない。  
(ロ) 一般管理費等については調整する。
- 3) 積算体系が異なる（一般管理費等率の算出区分が異なる）異種の工事は調整しない。

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

**I-4-①-2**  
**第1編 総則**  
**第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の  
 間接工事費等の調整  
 について**  
 ①随意契約方式により工事を  
 発注する場合の共通仮設費、  
 現場管理費及び一般管理費等  
 の調整について

**2 共通仮設費の調整計算の方法**  
 (1) 積上げ計算部分  
 1) 運搬費  
 実態に合わせて調整する。  
 2) 事業損失防止施設費  
 実態に合わせて調整する。  
 3) 安全費  
 実態に合わせて調整する。  
 4) 技術管理費  
 実態に合わせて調整する。  
 5) 當繕費  
 実態に合わせて調整する。  
 6) その他の共通仮設費  
 実態に合わせて調整する。  
 (2) 率計算部分  
 1) 工種の適用  
 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその  
 主たる工種の共通仮設費率を適用する。  
 (3) 調整計算の方法  
 現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事  
 の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。  
 1) 調整の一般式は次のとおりとする。  

$$A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費  
 B：現工事の共通仮設費対象額  
 D：合算工事の共通仮設費対象額  
 $\gamma 1$ ：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率  
 $\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率  
 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費  
 は計上しない。  
 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

 2) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。  

$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費  
 B：現工事の対象額  
 C：当該追加工事の対象額  
 D：合算工事の対象額  
 $\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率（%）  
 なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 $\beta ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率  
 ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。  

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

S r ①：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数  
 S r ②：Bに相当する現工事の工種の補正係数  
 S r ③：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数  
 なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 $\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率（%）

全面改定

**2 共通仮設費の調整計算の方法**  
 (1) 共通仮設費の調整計算の方法  
 1) 積上げ計算部分  
 実態に合わせて調整する。  
 2) 率計算部分  
 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するそ  
 の主たる工種の共通仮設費率を適用する。  
 3) 調整計算の方法（率計算部分）  
 現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事  
 の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。  
 (イ) 調整の一般式は次のとおりとする。  

$$A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費（調整計算額）  
 B：現工事の共通仮設費対象額  
 D：合算工事の共通仮設費対象額  
 $\gamma 1$ ：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率  
 $\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率  
 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費  
 は計上しない。また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額と比較し、安価な方を採用する。  
 (ロ) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。  

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費（調整計算額）  
 B：現工事の対象額  
 C：当該追加工事の対象額  
 D：合算工事の対象額  
 $\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率（%）  
 なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 $\beta ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率  
 ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。  

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

S r ①：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数  
 S r ②：Bに相当する現工事の工種の補正係数  
 S r ③：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数  
 なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 $\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率（%）  
 なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 $\beta ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率  
 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費  
 は計上しない。また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。  
 4) 現場環境改善費  
 (イ) 積上げ計算部分  
 実態に合わせて調整する。  
 (ロ) 調整計算の方法（率計算部分）  
 i) 現工事及び追加工事とも現場環境改善費の対象工事の場合  

$$A = D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の現場環境改善費（調整計算額）

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>I-4-①-3</b></p> <p>第1編 総則</p> <p>第4章 随意契約方式により 工事を発注する場合の 間接工事費等の調整 について</p> <p>①随意契約方式により工事を 発注する場合の共通仮設費、 現場管理費及び一般管理費等 の調整について</p>	<p>なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 β②：Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>(4) 現場環境改善費（仮設備関係、音響関係、安全関係及び地域連携）</p> <p>1) 積上げ計算部分 実態に合わせ調整する。</p> <p>2) 調整計算の方法（率計算部分）</p> <p>(イ) 現工事及び追加工事とも現場環境改善費の場合</p> $A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$ <p>A：当該追加工事の現場環境改善費 B：現工事の現場環境改善費対象額 D：合算工事の現場環境改善費対象額 γ1：Dに相当する現場環境改善費率 γ2：Bに相当する現工事の現場環境改善費率 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>(ロ) 追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合 追加工事の単独計算</p>	<p>B：現工事の現場環境改善費対象額 D：合算工事の現場環境改善費対象額 γ1：Dに相当する現場環境改善費率 γ2：Bに相当する現工事の現場環境改善費率 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。</p> <p>ii) 追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合 追加工事の単独計算</p>
---	---	--

全面改定

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

**I-4-①-4**  
**第1編 総則**  
**第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の  
 間接工事費等の調整  
 について**  
 ①随意契約方式により工事を  
 発注する場合の共通仮設費、  
 現場管理費及び一般管理費等  
 の調整について

**3 現場管理費の調整計算の方法**

(1) 工種の適用  
 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

(2) 調整計算の方法  
 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

1) 調整の一般式は次のとおりとする。  

$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$
 A：当該追加工事の現場管理費  
 B：現工事の純工事費  
 D：合算工事の対象額  
 $\beta 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率  
 $\beta 2$ ：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率  
 ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。  
 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

2) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。  

$$A \leq (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$$
 A：当該追加工事の現場管理費  
 B：現工事の純工事費  
 C：当該追加工事の調整後の純工事費  
 D：合算工事の対象額  
 $\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率（%）  
 なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 $\beta ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率  
 ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。  

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$
 $S r ①$ ：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数  
 $S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正係数  
 $S r ③$ ：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数  
 なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 $\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率（%）  
 なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 $\beta ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率  
 $\delta 1$ ：当該追加工事の現場管理費補正率（補正率が無い場合は0%とする。）  
 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。  
 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

全面改定

**(2) 現場管理費の調整計算の方法**

1) 率計算部分  
 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

2) 調整計算の方法（率計算部分）  
 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。  
 (イ) 調整の一般式は次のとおりとする。  

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$
 A：当該追加工事の現場管理費（調整計算額）  
 B：現工事の純工事費  
 D：合算工事の対象額  
 $\beta 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率  
 $\beta 2$ ：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率  
 ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。  
 また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(ロ) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。  

$$A = (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$$
 A：当該追加工事の現場管理費（調整計算額）  
 B：現工事の純工事費  
 C：当該追加工事の調整後の純工事費  
 D：合算工事の対象額  
 $\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率（%）  
 なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 $\beta ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率  
 ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。  

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$
 $S r ①$ ：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数  
 $S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正係数  
 $S r ③$ ：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数  
 なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 $\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率（%）  
 なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 $\beta ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率  
 $\delta 1$ ：当該追加工事の現場管理費補正率（補正率が無い場合は0%とする。）  
 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。  
 また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

**(3) 一般管理費等の調整計算の方法**

1) 調整計算の方法  
 現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。  

$$A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$
 A：当該追加工事の一般管理費等（調整計算額）

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>I-4-①-5</b>  <b>第1編 総則</b>  <b>第4章 随意契約方式により          工事を発注する場合の          間接工事費等の調整          について</b>  <b>①随意契約方式により工事を          発注する場合の共通仮設費、          現場管理費及び一般管理費等          の調整について</b></p>	<p><b>4 一般管理費等の調整計算の方法</b>          (1) 調整計算の方法          現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもて率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。  <math display="block">A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta</math>         A：当該追加工事の一般管理費等          B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）          C：当該追加工事の調整後の工事原価          D：合算工事の工事原価  <math>\alpha 1</math>：Dに相当する一般管理費等率  <math>\alpha 2</math>：Bに相当する現工事の一般管理費等率  <math>\beta</math>：当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值  <math>\delta 1</math>：前払金支出割合による補正係数          現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数  <math>\delta 2</math>：現工事の前払金支出割合による補正係数          一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>全面改定</b></p> <p>B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）          C：当該追加工事の調整後の工事原価          D：合算工事の工事原価  <math>\alpha 1</math>：Dに相当する一般管理費等率  <math>\alpha 2</math>：Bに相当する現工事の一般管理費等率  <math>\beta</math>：当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值  <math>\delta 1</math>：前払金支出割合による補正係数          現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数  <math>\delta 2</math>：現工事の前払金支出割合による補正係数          一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p><b>4 設計変更について</b>          随意契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合には、当該随意契約の当初積算で用いた共通仮設費、現場管理費の算出方法を使用する。（調整計算額と単独計算額の比較は行わない。）</p>
--	---	--

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>I-4-②-1</b> 第1編 総則 第4章 随意契約方式により 工事を発注する場合の 間接工事費等の調整 について</p> <p>②旧基準で積算した工事に 改正基準で積算した工事を 追加する場合等の共通 仮設費、現場管理費及び 一般管理費等の調整に ついて</p>	<p>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">(追記)</p> </div> <p>1 現場管理費の調整計算の一般式</p> $A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A：当該追加工事の現場管理費 B：現工事の純工事費 D：合算工事の純工事費 <math>\beta 1</math>：Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率 <math>\beta 2</math>：Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率</p> <p>なお、現場管理費率の補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 3 現場管理費の調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。</p> <p>2 一般管理費等の調整計算の一般式</p> $A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ <p>A：当該追加工事の一般管理費等 B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む） C：当該追加工事の調整後の工事原価 D：合算工事の工事原価 <math>\alpha 1</math>：Dに相当する改正基準による一般管理費等率 <math>\alpha 2</math>：Bに相当する改正基準による一般管理費等率 <math>\beta</math>：追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值 <math>\delta 1</math>：当該追加工事の前払金支出割合による補正係数 <math>\delta 2</math>：現工事の前払金支出割合による補正係数</p> <p>一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>3 設計変更について 旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。</p> <p>4 共通仮設費 共通仮設費の積算にあたって上記現場管理費の取扱いと同様とする。</p>	<p>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <p>1 共通仮設費の調整計算の一般式</p> $A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ <p>A：当該追加工事の共通仮設費 B：現工事の共通仮設費対象額 D：合算工事の共通仮設費対象額 <math>\gamma 1</math>：Dに相当する「主たる工種」の改正基準による共通仮設費率 <math>\gamma 2</math>：Bに相当する現工事の工種の改正基準による共通仮設費率</p> <p>なお、共通仮設費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 2 共通仮設費の調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。</p> <p>2 現場管理費の調整計算の一般式</p> $A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A：当該追加工事の現場管理費 B：現工事の純工事費 D：合算工事の純工事費 <math>\beta 1</math>：Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率 <math>\beta 2</math>：Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率</p> <p>なお、現場管理費率の補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 3 現場管理費の調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。</p> <p>3 一般管理費等の調整計算の一般式</p> $A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ <p>A：当該追加工事の一般管理費等 B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む） C：当該追加工事の調整後の工事原価 D：合算工事の工事原価 <math>\alpha 1</math>：Dに相当する改正基準による一般管理費等率 <math>\alpha 2</math>：Bに相当する改正基準による一般管理費等率 <math>\beta</math>：追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值 <math>\delta 1</math>：当該追加工事の前払金支出割合による補正係数 <math>\delta 2</math>：現工事の前払金支出割合による補正係数</p> <p>一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>4 設計変更について 旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。</p> <p>5 共通仮設費 共通仮設費の積算にあたって上記現場管理費の取扱いと同様とする。</p>
---	---	--

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>目次</b> 第1編 総則 第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 5px;">第10章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 5px;">① 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について…………… I-10-①-1</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 5px;">第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 5px;">① 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算について…………… I-10-①-1</p>
---	--	--

(記載の変更)

(記載の変更)

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

I-10-①-1  
第1編 総則  
第10章 工事の一時中止等に  
伴う増加費用の  
積算

## 第10章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算

① 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について  
土木請負工事を一時中止（以下「中止」という。）した場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。

1. 増加費用等の考え方
- (1) 本工事施工中に中止した場合の費用  
増加費用等の適用は、発注者が工事の中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。  
増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。
    - 1) 工事現場の維持に要する費用  
工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。
    - 2) 工事体制の縮小に要する費用  
工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。
    - 3) 工事の再開準備に要する費用  
工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。
    - 4) 中止により工期延期となる場合の費用  
中止により工期延期となる場合の費用とは、工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。
    - 5) 工期短縮を行った場合の費用  
工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。
  - (2) 契約後準備工着手前に中止した場合の費用
    - 1) 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
    - 2) 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。
    - 3) 一時中止に伴う増加費用は計上しない。
    - 4) 受注者から、工期短縮を行った場合の費用の請求があったときは、これを増加費用として積算する範囲とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。
  - (3) 準備工期間に中止した場合の費用
    - 1) 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
    - 2) 発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。
    - 3) 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受注者が協議して決定する。
    - 4) 受注者から、工期短縮を行った場合の費用の請求があったときは、これを増加費用として積算する範囲とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

(記載の変更)

(記載の変更)

(記載の変更)

## 第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算

① 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算について  
受注者の責めに帰することができないものにより設計図書の変更等に伴う一時中止や工期を延長（以下「中止等」という。）した場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。

1. 増加費用等の考え方
- (1) 本工事施工中に一時中止等した場合の費用  
増加費用の適用は、発注者が工事の中止等（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。  
増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止等により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。
    - 1) 工事現場の維持に要する費用  
工事現場の維持に要する費用とは、中止等の期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。
    - 2) 工事体制の縮小に要する費用  
工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。
    - 3) 工事の再開準備に要する費用  
工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。
    - 4) 中止等により工期延期となる場合の費用  
中止等により工期延期となる場合の費用とは、工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。
    - 5) 工期短縮を行った場合の費用  
工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。
  - (2) 契約後準備工着手前に中止した場合の費用
    - 1) 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
    - 2) 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。
    - 3) 一時中止に伴う増加費用は計上しない。
    - 4) 受注者から、工期短縮を行った場合の費用の請求があったときは、これを増加費用として積算する範囲とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。
  - (3) 準備工期間に中止した場合の費用
    - 1) 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
    - 2) 発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。
    - 3) 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受注者が協議して決定する。
    - 4) 受注者から、工期短縮を行った場合の費用の請求があったときは、これを増加費用として積算する範囲とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。



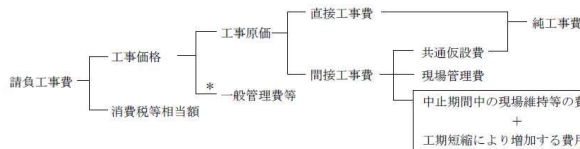
# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

## I-10-①-2 第1編 総則 第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算

2. 増加費用等の算定  
2-1 増加費用等の構成  
中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



\*中止に伴う本支店における増加費用を含む

(注) 中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。

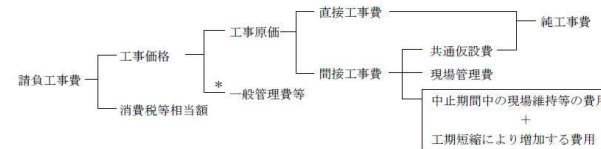
増加費用は、原則、工事的物又は仮設に係る工事の施工着後を対象に算定することとし、算定方法は以下のとおりとする。ただし、中止期間3ヶ月以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

- 2-2 中止期間中の現場維持等に要する費用  
(1) 標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。

(追加)

- 1) 積上げ項目  
積上げ計上する項目は、直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。  
イ、直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用  
ロ、直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用  
2) 率で計上する項目  
中止に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。  
イ、運搬費の増加費用  
現場搬入済みの建設機械（質量20t以上の建設機械含む）の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。  
ロ、安全費の増加費用  
工事現場の維持に要する費用  
（保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）  
ハ、役務費の増加費用  
仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金  
ニ、営繕費の増加費用  
現場事務所、労働者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用  
ホ、現場管理費の増加費用  
・現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用  
・工事体制縮小のための労務者又は技術職員の配置転換に要する費用  
・工事再開のための労務者又は技術職員の転入に要する費用  
・工期延期となることにより追加で生じる社員等従業員給料手当

2. 増加費用等の算定  
2-1 増加費用等の構成  
中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

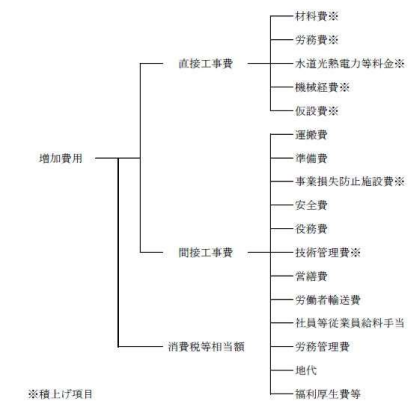


\*中止等に伴う本支店における増加費用を含む

(注) 中止等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。

増加費用は、原則、工事的物又は仮設に係る工事の施工着後を対象に算定することとし、算定方法は以下のとおりとする。ただし、中止期間3ヶ月以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

- 2-2 中止等に伴う現場維持等に要する費用  
(1) 標準積算により算定する場合、中止等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。



※積上げ項目

(記載の変更)

次のページへ移行

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

**I-10-①-3**  
**第1編 総則**  
**第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算**

(2) 算定方法  
 中止に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。(SSMN8601)  
 $G = dg \times J + \alpha$   
 ただし、  
 G：中止期間中の現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）  
 dg：中止に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）  
 （前記2-2（1）2）に示す率項目）  
 J：対象額（中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）  
 α：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）  
 （前記2-2（1）1）に示す積上げ項目）  
 1) 中止に伴い増加する現場経費率

$$dg = \left[ A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^{b+N}} \right)^b - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^b \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、  
 dg：一時中止に伴い増加する現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）  
 （前記2-2（1）2）に示す率項目）  
 J：対象額（一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）  
 N：中止日数（日）  
 ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数。  
 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）  
 A、B、a、b：各工種毎に決まる係数（別表-1～4）

1) 積上げ項目  
 積上げ計上する項目は、直接工事費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。  
 イ. 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止等期間中に係る損料額及び補修費用  
 ロ. 直接工事費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用  
 ハ. 現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、中止等期間中に係る費用  
 2) 率で計上する項目  
 中止等に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。  
 イ. 運搬費の増加費用  
 現場搬入済みの建設機械（質量20t以上の建設機械含む）の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。  
 ロ. 安全費の増加費用  
 工事現場の維持に要する費用  
 （保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）  
 ハ. 役務費の増加費用  
 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金  
 ニ. 営繕費の増加費用  
 現場事務所、労働者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用  
 ホ. 現場管理費の増加費用  
 ・現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用  
 ・工事体制縮小のための労務者又は技術職員の配置転換に要する費用  
 ・工事再開のための労務者又は技術職員の転入に要する費用  
 ・工期延期となることにより追加で生じる社員等従業員給料手当

(追記)

(記載の変更)

(2) 算定方法  
 中止等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。(SSMN8601)  
 $G = dg \times J + \alpha$   
 ただし、  
 G：中止等に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）  
 dg：中止等に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）  
 （前記2-2（1）2）に示す率項目）  
 J：対象額（中止等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）  
 α：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）  
 （前記2-2（1）1）に示す積上げ項目）  
 1) 中止等に伴い増加する現場経費率

$$dg = \left[ A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^{b+N}} \right)^b - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^b \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、  
 dg：中止等に伴い増加する現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）  
 （前記2-2（1）2）に示す率項目）  
 J：対象額（中止等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）  
 N：中止等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）  
 ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数。  
 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）  
 A、B、a、b：各工種毎に決まる係数（別表-1～4）

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

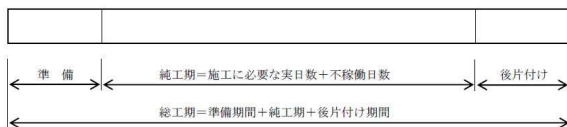
I-14-①-1  
第1編 総則  
第14章 その他

## 第14章 その他

### ① 工期、水替日数及び供用日数



1-1 工期日数の算定  
工期の設定は、4週8休（週休2日制）として算定する。



不稼働日数=雨休日数 + その他（出水期、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等））  
※雨休日数：施工に必要な実日数 × 雨休率（ $\alpha \cdots 0.8$ ）  
※雨休率：休日（土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日））と降雨降雪日の年間の発生率。降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量が10mm以上/日の日。

#### (1) 積み上げ方式による工期設定

①原則、積み上げ方式にて工期設定を行うものとする。この場合、準備期間、後片付け期間については、別表1のとおりとする。なお、別表1に記載がない工種区分については、準備期間40日、後片付け期間20日をそれぞれ最低必要日数として工事内容等に合わせて設定すること。

②施工に必要な実日数の算定にあたっては、各作業の工事数量を、建設工事積算基準「第1編第17章①作業日当り標準作業量」及び「第1編第17章②市場単価の1日当り標準施工量」等に記載されている作業日当り標準作業量で除し、不稼働日数を加えて延べ日数を算出し、施工順序を考慮して算出することを標準とする。ただし、通年行うべき保守（維持）工事等は除く。

- ・
- ・
- ・

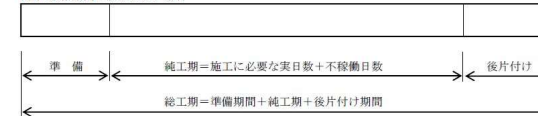
## 第14章 その他

### ① 工期、水替日数及び供用日数

1-1 適切な工期の算定  
工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意のうえ工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。  
(1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。  
(2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。  
(3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

1-2 工期日数の算定  
工期の設定は、4週8休（週休2日制）として算定する。

例1) 余裕期間を設定しない場合



例2) 余裕期間を設定する場合



不稼働日数=雨休日数 + その他（出水期、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等））  
※雨休日数：施工に必要な実日数 × 雨休率（ $\alpha \cdots 0.8$ ）  
※雨休率：休日（土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日））と降雨降雪日及び猛暑日日数の年間の発生率。降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量が10mm以上/日の日。猛暑日日数は、年毎のWBGT値31以上の時間（注1）を日数換算し、平均した値とする。  
（注1）WBGT値31以上の時間の集計は、過去5年間の平日8時～17時を対象とする。

観測所・地点名称	降雨降雪日数 〔日/年〕	猛暑日数 〔日/年〕
松江	35	5

なお、雨天、土曜、日曜、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇、恒例の休日等に降る雨の降雨率及び猛暑日日数は考慮している。また、橋梁上部製作（工場製作）は、上表を適用せず恒例の休日による作業不可日数を考慮し設定する。

工事抑制期間を設計図書に明示した工事は、工期内の工事抑制期間を除き工期算定を行うこと。（保守工事、維持工事を除く）  
降雨降雪日、猛暑日数日は、過去5カ年の気象庁及び環境省のデータより算出するものとする。

（記載の変更）

次のページへ移行

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

## I-14-①-2 第1編 総則 第10章 その他

### (3) 工期算定における留意事項

- ①工期算定にあたっては、出水期等の作業不能日数、現場状況（地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況、支障物件の移転状況）を考慮して必要な日数を見込むこと。
- ②工期の設定について、事業により別の定めがあるものについては、その方法によること。
- ③コンクリートを使用する工事の純工期は、最低40日とする。
- ④工期日数の1日未満は切り上げとする。

工種区分	別表1 準備・後片付け期間		後片付け期間	
	日数	備考	日数	備考
河川工事	40日		20日	
河川・道路構造物工事	40日	プレテン桁を含む	20日	
海岸工事	40日		20日	
道路改良工事	40日		20日	
鋼橋架設工事	***日	※注1	20日	
P.C橋工事	70日	支承製作を含む※注2	20日	
橋梁保全工事	60日		20日	
舗装工事（新設）	50日		20日	
舗装工事（修繕）	60日		20日	
共同溝等工事	80日		20日	
トンネル工事	80日	トンネル仮設備(プラント等)設置期間は含まない	30日	
砂防・地すべり等工事	40日		20日	
道路維持工事	50日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く
河川維持工事	40日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く
電線共同溝工事	90日		20日	

※注1、鋼橋架設工事については、下表の橋梁形式、重量に応じた日数を選択すること。

橋梁形式	重量(t)		
	W ≤ 500	500 < W ≤ 1250	1250 < W ≤ 2000
鉄桁等	112日 (照査23日+材料手配99日)	157日 (照査45日+材料手配112日)	202日 (照査67日+材料手配135日)

鉄桁等・・・(一社)日本橋梁建設協会HPでは、「鉄桁(合理化桁含む)」「箱桁(鋼床版含む)」に分類されるが全て上記日数と同じ。

### ※注2、P.C橋工事

支承製作が実作業着手に影響がある場合、影響がない場合のどちらにも適用する。  
なお、支承製作は水平力分散ゴム支承、免震支承(高減衰ゴム)、機能分離支承を想定しており、鋼製支承、免震支承(鉛プラグ入り)、その他特殊な支承の場合や、メッキ以外の防錆処理(塗装、金属溶射)を行う場合は別途考慮する。

### (1) 積み上げ方式による工期設定

- ①原則、積み上げ方式にて工期設定を行うものとする。この場合、準備期間、後片付け期間については、別表1のとおりとする。なお、別表1に記載がない工種区分については、準備期間40日、後片付け期間20日をそれぞれ最低必要日数として工事内容等に合わせて設定すること。
- ②施工に必要な実日数の算定にあたっては、各作業の工事数量を、建設工事積算基準「第1編第17章①作業日当り標準作業量」及び「第1編第17章②市場単価の1日当り標準施工量」等に記載されている作業日当り標準作業量で除し、不稼働日数を加えて延べ日数を算出し、施工順序を考慮して算出することを標準とする。ただし、通年行うべき保守(維持)工事等は除く。
- ③積み上げ方式により工期設定する場合は、これまでの同種類似工事で実際にかかった工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する(目安としては、実績値の-10%以上乖離した場合に設計工程等を確認する)。下記の標準工期試算式(参考値)を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり、この日数を参考とする。

#### 【標準工期試算式(参考値)】

$$T = A \times P^b$$

T: 総工期(準備、後片付け含む)

P: 直接工事費(単位:円)

A, b: 係数(別表2)

### (2) 簡便式による工期設定

やむを得ず積み上げ方式で工期設定を行えない場合、直接工事費が1億円未満の工事については、総工期を下記算定式により算出することができる。

#### 総工期の算定式

$$T = A \times P^b \times 1.21$$

T: 総工期(準備、後片付け含む)

P: 直接工事費(単位:円)

A, b: 係数(別表2)

### (3) 工期算定における留意事項

- ①工期算定にあたっては、出水期等の作業不能日数、現場状況（地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況、支障物件の移転状況）を考慮して必要な日数を見込むこと。
- ②工期の設定について、事業により別の定めがあるものについては、その方法によること。
- ③コンクリートを使用する工事の純工期は、最低40日とする。
- ④工期日数の1日未満は切り上げとする。

次のページへ移行

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

## I-14-①-3

第1編 総則  
第10章 その他

別表2

工種	A	b
河川工事	6.5	0.1981
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102
海岸工事	0.6	0.3265
道路改良工事	2.2	0.2637
鋼橋架設工事	4.5	0.2373
P C橋工事	0.9	0.3154
舗装工事	9.9	0.1753
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263
道路維持工事	19.9	0.1422
河川維持工事	20.1	0.1436
下水道1工事	0.2	0.4044
下水道2工事	1.5	0.2817
下水道3工事	1.5	0.2934

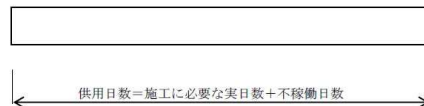
### 1-2 水替日数の算定

排水期間中のポンプの運転日数(水替日数)は、工事の規模、現場の状況などから、積み上げて算出するものとする。

ただし、水替日数について、別に定めのある事業については、その定めによるものとする。

### 1-3 供用日数の算定

供用日当たりで計上する仮設材料費・器材損料及び建設機械賃料等の積算に当たっては、下記によるものとする。



別表1 準備・後片付け期間

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	日数	備考	日数	備考
河川工事	4.0日		2.0日	
河川・道路構造物工事	4.0日	プレテン桁を含む	2.0日	
海岸工事	4.0日		2.0日	
道路改良工事	4.0日		2.0日	
鋼橋架設工事	** *日	※注1	2.0日	
P C橋工事	7.0日	支承製作を含む※注2	2.0日	
橋梁保全工事	6.0日		2.0日	
舗装工事(新設)	5.0日		2.0日	
舗装工事(修繕)	6.0日	概算数量発注の場合は1.2日とする。	2.0日	
共同溝等工事	8.0日		2.0日	
トンネル工事	8.0日	トンネル仮設備(プラント等)設置期間は含まない	3.0日	
砂防・地すべり等工事	4.0日		2.0日	
道路維持工事	5.0日	通年維持工事は除く	2.0日	通年維持工事は除く
河川維持工事	4.0日	通年維持工事は除く	2.0日	通年維持工事は除く
電線共同溝工事	9.0日		2.0日	

※注1、鋼橋架設工事については、下表の橋梁形式、重量に応じた日数を選択すること。

橋梁形式	重量(t)		
	W ≤ 500	500 < W ≤ 1250	1250 < W ≤ 2000
鋼桁等	112日 <small>(照査23日+材料手配90日)</small>	157日 <small>(照査45日+材料手配112日)</small>	202日 <small>(照査67日+材料手配135日)</small>

鋼桁等・・・(一社) 日本橋梁建設協会HPでは、「鋼桁(合理化桁含む)」「箱桁(鋼床版含む)」に分類されるが全て上記日数と同じ。

### ※注2、P C橋工事

支承製作が実作業着手に影響がある場合、影響がない場合のどちらにも適用する。

なお、支承製作は水平力分散ゴム支承、免震支承(高減衰ゴム)、機能分離支承を想定しており、鋼製支承、免震支承(鉛プラグ入り)、その他特殊な支承の場合や、メッキ以外の防錆処理(塗装、金属溶射)を行う場合は別途考慮する。

→ 次のページへ移行

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

I-14-①-4  
第1編 総則  
第10章 その他

別表2

工種	A	b
河川工事	6.5	0.1981
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102
海岸工事	0.6	0.3265
道路改良工事	2.2	0.2637
鋼橋架設工事	4.5	0.2373
P C橋工事	0.9	0.3154
舗装工事	9.9	0.1753
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263
道路維持工事	19.9	0.1422
河川維持工事	20.1	0.1436
下水道1工事	0.2	0.4044
下水道2工事	1.5	0.2817
下水道3工事	1.5	0.2934

1-2 水替日数の算定

排水期間中のポンプの運転日数（水替日数）は、工事の規模、現場の状況などから、積み上げて算出するものとする。  
ただし、水替日数について、別に定めのある事業については、その定めによるものとする。

1-3 供用日数の算定

供用日数で計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の積算に当たっては、下記によるものとする。



# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

## I-16-①-2 第1編 総則 第16章 積算上の統一事項等 1-8 特殊ダンプトラック

### 1-6 用地境界柱の設置区分

#### (1) 用地境界柱の設置区分

国土交通省型	島根県型
1. 河川工事	1. 道路工事 (県道)
2. 砂防工事	2. 港湾工事
3. 道路工事 (国道)	3. 急傾斜地崩壊対策工事
4. 地すべり防止工事	4. 空港工事
	5. 街路工事
	6. 下水道工事
	7. 県立公園工事

#### (2) 境界杭等の設置

境界杭等の設置については、平成17年4月15日付け技第55号による。  
ただし、境界杭設置単価については、「建設工事積算基準第15編単価」によること。

### 1-7 アスファルト混合物使用の取扱いについて

- 1-7-1 夜間舗設 (22時～5時) の場合は、アスファルト混合物単価に夜間割増単価を別途加算すること。
- 1-7-2 道路幅員が狭く大型車 (10t) で搬入が困難な場合は、アスファルト混合物単価に小型車割増単価を別途加算すること。

### 1-8 特殊ダンプトラック (建設発生木材 (伐木・除根材を含む) 運搬用) の取扱い

- 1) 損料算定に係る各種数値は、令和4年度版建設機械等損料算定表 ((一社) 日本建設機械施工協会) に記載される機械を準用するものとし、(I)欄は規格毎に読替え、それにより各損料を算出すること。  
準用する機械を表. 1に示す。

表. 1 名称・規格と準用する機械

名称・規格	基礎価格 (千円)	準用する機械名
特殊ダンプトラック オンロード・ディーゼル 2t積級	6,870	ダンプトラック オンロード・ディーゼル 2t積級
特殊ダンプトラック オンロード・ディーゼル 4t積級	10,070	ダンプトラック オンロード・ディーゼル 4t積級
特殊ダンプトラック オンロード・ディーゼル 10～12t積級	21,160	ダンプトラック オンロード・ディーゼル 10t積級

- 2) 運転1時間当り損料  
「建設工事積算基準第15編単価」によること。

#### 3) 特殊ダンプトラック運転 1時間当り単価表

名称	規格	単位	数量	適用
軽油	バトロール給油	ℓ	機関出力×燃費消費率	
運転手	一般	人	1/T	
特殊ダンプトラック損料		時間	1	表. 1
タイヤ損耗費及び補修費	1時間当り	時間	1	
諸雑費		式	1	

燃費消費率: 0.0430/kWh  
運転日当り運転時間 (T): 5.9

### 1-6 用地境界柱の設置区分

#### (1) 用地境界柱の設置区分

国土交通省型	島根県型
1. 河川工事	1. 道路工事 (県道)
2. 砂防工事	2. 港湾工事
3. 道路工事 (国道)	3. 急傾斜地崩壊対策工事
4. 地すべり防止工事	4. 空港工事
	5. 街路工事
	6. 下水道工事
	7. 県立公園工事

#### (2) 境界杭等の設置

境界杭等の設置については、平成17年4月15日付け技第55号による。  
ただし、境界杭設置単価については、「建設工事積算基準第15編単価」によること。

### 1-7 アスファルト混合物使用の取扱いについて

- 1-7-1 夜間舗設 (22時～5時) の場合は、アスファルト混合物単価に夜間割増単価を別途加算すること。
- 1-7-2 道路幅員が狭く大型車 (10t) で搬入が困難な場合は、アスファルト混合物単価に小型車割増単価を別途加算すること。

(削除)

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p>Ⅱ - 1 第Ⅱ編 共通工 第1章 土工 [2] 独自基準 ②土工</p>	<p style="text-align: center;">第1章 土工</p> <p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書(共通編) 第Ⅱ編 共通工 第1章 土工 / ①土量変化率等～⑥土砂運搬工(不整地運搬車による運搬) による。</p> <p>[2] 独自基準 ① 土量変化率等 土量の変化率について 建設工事積算基準の土量変化率を標準とするが、土質試験或いは現場実績により数値の明確なものは、その値を用いるものとする。 施工途中において上記の変化率に変化があり設計を変更するのが適当と認められる場合は、適正な資料により改定することが出来る。 転石、玉石混り土砂の変化率の決定にあたっては、転石C=1.0として平均変化率を算定するものとする。 岩砕と土砂を流用する工事にあつては変化率の補正を行うものとする。</p> <p>② 土工 1. ブルドーザ作業のマスカーブについて ブルドーザ作業歩掛は運搬距離が60m以下の場合、全て一律として設定しているためブルドーザのマスカーブによる距離算出は不要である。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>2. 数量算出要領の土工に対する運用</p> <p>(1) 自立式土留工の床掘適用歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>掘削機械</th> <th>現場条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A領域</td> <td>バックホウ</td> <td>障害なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B領域</td> <td>クラムシェル (テレス)</td> <td>障害なし</td> </tr> <tr> <td>クラムシェル (テレス) +小型バックホウ</td> <td>障害有り</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 土留工の規模等によりA領域でバックホウが使用出来ない場合は、別途区分し、クラムシェル (テレス) を適用する。</p> <p>(2) 切梁式土留工の床掘適用歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>掘削機械</th> <th>現場条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A領域</td> <td>バックホウ</td> <td>障害なし</td> </tr> <tr> <td>B領域</td> <td>クラムシェル (テレス)</td> <td>障害有り</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C領域</td> <td>クラムシェル (テレス)</td> <td rowspan="2">障害有り</td> </tr> <tr> <td>+小型バックホウ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D領域</td> <td>クラムシェル (油圧コア)</td> <td rowspan="2">障害有り</td> </tr> <tr> <td>+小型バックホウ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 土留工の規模等によりA、B領域でバックホウが使用出来ない場合は、別途区分し、クラムシェル (テレス) を適用する。</p> </div>	区分	掘削機械	現場条件	A領域	バックホウ	障害なし	B領域	クラムシェル (テレス)	障害なし	クラムシェル (テレス) +小型バックホウ	障害有り	区分	掘削機械	現場条件	A領域	バックホウ	障害なし	B領域	クラムシェル (テレス)	障害有り	C領域	クラムシェル (テレス)	障害有り	+小型バックホウ	D領域	クラムシェル (油圧コア)	障害有り	+小型バックホウ	<p style="text-align: center;">第1章 土工</p> <p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書(共通編) 第Ⅱ編 共通工 第1章 土工 / ①土量変化率等～⑥土砂運搬工(不整地運搬車による運搬) による。</p> <p>[2] 独自基準 ① 土量変化率等 土量の変化率について 建設工事積算基準の土量変化率を標準とするが、土質試験或いは現場実績により数値の明確なものは、その値を用いるものとする。 施工途中において上記の変化率に変化があり設計を変更するのが適当と認められる場合は、適正な資料により改定することが出来る。 転石、玉石混り土砂の変化率の決定にあたっては、転石C=1.0として平均変化率を算定するものとする。 岩砕と土砂を流用する工事にあつては変化率の補正を行うものとする。</p> <p>② 土工 1. ブルドーザ作業のマスカーブについて ブルドーザ作業歩掛は運搬距離が60m以下の場合、全て一律として設定しているためブルドーザのマスカーブによる距離算出は不要である。</p> <p>2. 床掘について 1) 床掘勾配について 床掘勾配については、数量算出要領によるが、現地の状況等により、標準によりがたい場合は、労働安全衛生規則等検討し決定すること。特に切土部に設けるブロック積み、もたれ擁壁等については、山の状態をよく把握し決定すること。 2) 床掘余裕幅について 床掘余裕幅については、数量算出要領による。 3) 床掘(溝掘)の機種選定 バックホウ (山積 1.4m<sup>3</sup> (平積 1.0m<sup>3</sup>)) ……掘削積込と同時に施工(施工基面より上(数量算出要領「B」部))となる場合で対象土量が50,000m<sup>3</sup>以上となる場合 バックホウ (山積 0.8m<sup>3</sup> (平積 0.6m<sup>3</sup>)) ……標準 バックホウ (山積 0.45m<sup>3</sup> (平積 0.35m<sup>3</sup>)) ……平均掘削巾が1m以上2m未満の場合 <math display="block">(1\text{ m} \leq \frac{W_1 + W_2}{2} &lt; 2\text{ m})</math> バックホウ (山積 0.28m<sup>3</sup> (平積 0.2m<sup>3</sup>)) ……平均掘削巾が1m未満の場合 <math display="block">(\frac{W_1 + W_2}{2} &lt; 1\text{ m})</math></p>
区分	掘削機械	現場条件																												
A領域	バックホウ	障害なし																												
B領域	クラムシェル (テレス)	障害なし																												
	クラムシェル (テレス) +小型バックホウ	障害有り																												
区分	掘削機械	現場条件																												
A領域	バックホウ	障害なし																												
B領域	クラムシェル (テレス)	障害有り																												
C領域	クラムシェル (テレス)	障害有り																												
	+小型バックホウ																													
D領域	クラムシェル (油圧コア)	障害有り																												
	+小型バックホウ																													

→ (削除)



# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

II - 15  
第II編 共通工  
第4章 コンクリート工  
[2] 独自基準  
①コンクリート工

## 第4章 コンクリート工

### [1] 適用基準

土木工事標準積算基準書(共通編) 第II編 共通工  
第4章 コンクリート工 / ①コンクリート工～④張りコンクリート工 による。

### [2] 独自基準

#### ① コンクリート工

##### 1. 適用範囲

設計基準強度に対する呼び強度表  
設計基準強度に対する生コンクリート使用の場合の呼び強度及び使用箇所は下表を標準とする。  
※なお、下記は設計基準であるが積算に必要なものとして掲載しているものである。

設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	許容応力度 (N/mm <sup>2</sup> )	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	標準配合比 (kg/m <sup>3</sup> )	水セメント比 (kg/m <sup>3</sup> )	水セメント比 (%)	空気量 (%)	セメントの種類	使用箇所
18	—	18	—	40	8	60	—	4.5±1.5	高炉B ①重荷重、平面方向の壁脚・欄干・階段・階段 ②プロップ構築の組み、真込、系保 ③重荷重の基礎 (既設、鉄筋構造) ④橋脚、橋 ⑤特殊中絶、必要コンクリート ⑥舗装アスファルト ⑦既設コンクリート ⑧鉄筋構造物以外の鉄骨コンクリート ⑨その他鉄筋構造物 ⑩トンネル (NATM・インポート)
18	—	18	—	20	18	60	—	4.5±1.5	高炉B ①普通基礎の設け
18	—	18	—	40	8	60	—	4.5±1.5	高炉B ①既設アス
18	—	18	—	40	12	60	270	4.5±1.5	高炉B ①トンネル (NATM・壁工O)
24	24	24	—	20	15	55	—	4.5±1.5	高炉B ①トンネル、アークホルト等の地上施工部 (既設、鉄筋構造) ②橋脚、橋脚 (鉄筋構造物) ③橋脚、鉄筋構造物 ④橋脚、系保 ⑤橋脚、系保 ⑥橋脚、系保 ⑦その他鉄筋構造物
24	24	24	—	20	12	55	—	4.5±1.5	高炉B ①橋脚、橋脚 (鉄筋構造物) ②橋脚、鉄筋構造物 ③橋脚、系保 ④橋脚、系保 ⑤橋脚、系保 ⑥その他鉄筋構造物
24	24	—	30	20	18	55	300	4.5±1.5	高炉B ①橋脚打設 (H・ボルト、ポスト、アーキドック) ②普通基礎の設け
24	24	24	—	20	12	55	—	4.5±1.5	普通 ①橋脚、橋脚基礎
24	24	24	—	20	12	55	230	4.5±1.5	普通 ①プレキャスト・構築用スラブ構造 (JIS A 5319-2010) の中厚部 ②橋脚基礎 ③既設スラブ、まろー部
30	30	30	—	20	12	55	300	4.5±1.5	普通 ①プレキャスト・構築用スラブ構造 (JIS A 5319-2010) の中厚部 ②プレキャスト・構築用スラブ構造 (コンクリート成形機併用形式) ③橋脚基礎
36	36	36	—	20	12	55	300	4.5±1.5	普通 ①橋脚打設 (既定完成工法) (既設)
40	40	40	—	20	12	55	300	4.5±1.5	普通 ①プレキャスト・構築用スラブ構造 (既定完成工法) (既設) ②プレキャスト・構築用スラブ構造 (コンクリート成形機併用形式) (既設)

(注) 1) 橋脚基礎の呼び強度は1橋脚当り10m以下の場合は本体 (重荷重、L型等) と同一の強度としてよい。  
2) セメントの種類は、普通：普通ポルトランドセメント、高炉B：高炉セメントB種、早強：早強ポルトランドセメント。  
3) プレキャスト・構築用スラブ構造及び、プレキャスト・構築用スラブ構造は早強ポルトランドセメントを標準とする。

## 第4章 コンクリート工

### [1] 適用基準

土木工事標準積算基準書(共通編) 第II編 共通工  
第4章 コンクリート工 / ①コンクリート工～③張りコンクリート工 による。

### [2] 独自基準

#### ① コンクリート工

##### ・コンクリート打設工法の選定

無筋・鉄筋構造物のコンクリートの人力打設区分は、打設地上高さ(-1.0m≦H≦1.0m)、日打設量(10m<sup>3</sup>/日)等により選定するが以下に留意すること。

- 1) 日打設量は、構造物の水平方向については、伸縮目地の2スパン (20m程度) として計算し決定する。
- 2) 但し、一工事に構造物が多数ある場合には現場条件等を考慮してポンプ打設を選択する。

(削除)

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p>Ⅱ - 16 第Ⅱ編 共通工 第4章 コンクリート工 〔2〕 独自基準 ① コンクリート工</p>	<p>2. コンクリート打設工法の選定 無筋・鉄筋構造物のコンクリートの人力打設区分は、打設地上高さ(-1.0m≦H≦1.0m)、日打設量(10m<sup>3</sup>/日)等により選定するが以下に留意すること。 1) 日打設量は、構造物の水平方向については、伸縮目地の2スパン(2.0m程度)として計算し決定する。 2) 但し、一工事内に構造物が多数ある場合には現場条件等を考慮してポンプ打設を選択する。</p>	<p>→ 前のページへ移行</p>
--	--	-------------------

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p>VI - 1 第VI編 土木工事標準単価 及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 [2] 独自基準</p>	<p>[1]適用基準 なし</p> <p>[2]独自基準</p> <p>建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載されている土木工事標準単価を適用する。なお、適用時期及び単価は以下のとおりとする。</p> <p>1-1 本土地区の単価決定について 設計単価については、県単価（建設工事積算基準第15編（単価））を使用することとし、県単価の定めがない場合は、物価資料（「土木コスト情報」及び「土木施工単価」）に掲載している価格の平均値とする。 ただし、一方の物価資料のみに掲載されているものは、その物価資料の単価とする。 なお、物価資料は、春号（4～9月に起算する場合）または秋号（10月～3月に起算する場合）を適用する。 また、単価の端数処理方法については、「第1編/第2章/①直接工事費/1材料費/（2）価格/2（ロ）①材料単価の端数処理方法について」に準じる。</p> <p>1-2 隠岐地区の単価決定について 設計単価については、県単価を使用することとし、県単価に「隠岐地区加算額」の設定がある場合は、「1-1 本土地区の単価決定について」に基づき決定した本土単価に、当該加算額を加算した単価とする。県単価の定めがない場合は、見積りにより単価決定する。</p> <p>1-3 豪雪地域補正について 豪雪地域補正については、適用しないこととする。</p> <p>1-4 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いについて 現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>1-5 土木工事標準単価における材料単価の計上について 物価資料の「標準単価の構成と範囲」で「材」が「×」になっているものであっても積算システムのコード内において、材料単価を考慮しているものがあるので、それらにおいては、別途計上する必要はない。</p> <p>1-6 その他事項 以下を定める。</p>	<p>[1]適用基準 なし</p> <p>[2]独自基準</p> <p>建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載されている土木工事標準単価を適用する。なお、適用時期及び単価は以下のとおりとする。</p> <p>1-1 本土地区の単価決定について 設計単価については、県単価（建設工事積算基準第15編（単価））を使用することとし、県単価の定めがない場合は、物価資料（「土木コスト情報」及び「土木施工単価」）に掲載している価格の平均値とする。 ただし、一方の物価資料のみに掲載されているものは、その物価資料の単価とする。 なお、物価資料は、春号（4～6月に起算する場合）または夏号（7～9月に起算する場合）、秋号（10月～12月に起算する場合）、冬号（1～3月に起算する場合）を適用する。 また、単価の端数処理方法については、「第1編/第2章/①直接工事費/1材料費/（2）価格/2（ロ）①材料単価の端数処理方法について」に準じる。</p> <p>1-2 隠岐地区の単価決定について 設計単価については、県単価を使用することとし、県単価に「隠岐地区加算額」の設定がある場合は、「1-1 本土地区の単価決定について」に基づき決定した本土単価に、当該加算額を加算した単価とする。県単価の定めがない場合は、見積りにより単価決定する。</p> <p>1-3 豪雪地域補正について 豪雪地域補正については、適用しないこととする。</p> <p>1-4 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いについて 現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>1-5 土木工事標準単価における材料単価の計上について 物価資料の「標準単価の構成と範囲」で「材」が「×」になっているものであっても積算システムのコード内において、材料単価を考慮しているものがあるので、それらにおいては、別途計上する必要はない。</p> <p>1-6 その他事項 以下を定める。</p>
--	---	--

(記載の変更)

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>VI - 5</b> 第VI編 土木工事標準単価 及び市場単価 第2章 市場単価 [2] 独自基準</p>	<p>[1]適用基準 土木工事標準積算基準書(共通編) 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章市場単価/ ①鉄筋工 ~ ⑮コンクリート表面処理工(ウオータージェット工)による。</p> <p>[2]独自基準 共通事項 設計単価については、単単価(「建設工事積算基準書第15編(単価)」)を使用することとし、単単価に定めのない場合は、物価資料(「土木コスト情報」及び「土木施工単価」)に掲載されている価格の平均値とする。 ただし、一方の物価資料のみに掲載されているものは、その物価資料の単価とする。 なお、物価資料は、春号(4～9月に起算する場合)または秋号(10月～3月に起算する場合)を適用する。 また、単価の端数処理方法については、「第1編/第2章/①直接工事費/1材料費/(2) 価格/2 ) (ロ) ①材料単価の端数処理方法について」に準じる。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 「離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。」は、「明らかに単価が異なると判断される地域の場合。」に読替える。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 「材」が「×」になっているものであっても積算システムのコード内において、材料単価を考慮しているものがあるもので、それらにおいては、別途計上する必要はない。</p>	<p>[1]適用基準 土木工事標準積算基準書(共通編) 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章市場単価/ ①鉄筋工 ~ ⑮コンクリート表面処理工(ウオータージェット工)による。</p> <p>[2]独自基準 共通事項 設計単価については、単単価(「建設工事積算基準書第15編(単価)」)を使用することとし、単単価に定めのない場合は、物価資料(「土木コスト情報」及び「土木施工単価」)に掲載されている価格の平均値とする。 ただし、一方の物価資料のみに掲載されているものは、その物価資料の単価とする。 なお、物価資料は、春号(4～6月に起算する場合)または夏号(7～9月に起算する場合)、秋号(10月～12月に起算する場合)、冬号(1～3月に起算する場合)を適用する。 また、単価の端数処理方法については、「第1編/第2章/①直接工事費/1材料費/(2) 価格/2 ) (ロ) ①材料単価の端数処理方法について」に準じる。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 「離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。」は、「明らかに単価が異なると判断される地域の場合。」に読替える。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 「材」が「×」になっているものであっても積算システムのコード内において、材料単価を考慮しているものがあるもので、それらにおいては、別途計上する必要はない。</p>
---	--	---

(記載の変更)

## 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>IV - 19</b> 第IV編 道路 第7章 橋梁工 [2] 独自基準</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="font-size: small;">(令和5年3月1日以降適用)</p> <p>土木工事標準積算基準書 (共通編) 第IV編 道路</p> <p>第7章 橋梁工 / ①鋼橋製作工 3. 鋼橋製作費</p> <p>3-2 製作工労務単価 を次のとおり読み替える。 工場製作における工数単価 (直接労務費) は28,700円とする。</p> </div>	<p style="text-align: center; color: red; font-size: 2em;">→</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">(削除)</p>
--	--	---

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>Ⅶ - 1</b>                  第Ⅶ編 電気通信（積算）                  第4章 その他                  ②工事の一時中止等に伴う                  増加費用の積算上の取扱い</p>	<p>第4章 その他</p> <p>②工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い</p> <p>「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算上の取扱い」は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い」に読み替える。取扱いについては「建設工事積算基準 第1編第10章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算」によるものとする。</p>	<p>第4章 その他</p> <p>②工事の一時中止等に伴う増加費用の積算上の取扱い</p> <p>「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算上の取扱い」は、「工事の一時中止等に伴う増加費用の積算上の取扱い」に読み替える。取扱いについては「建設工事積算基準 第1編第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算」によるものとする。</p>
--	---	---

(記載の変更)

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

**IX-1**  
第IX編 機械設備  
第1章 一般共通 ~ 第19章 塗装  
[2] 独自基準  
第1章 第5 請負工事の積算  
2 据付工事原価  
2-2 間接工事費  
(1) 共通仮設費

[1] 適用基準  
機械設備工事積算基準 第2編 機械設備工事積算基準  
第1章 一般共通 ~ 第19章 塗装 による。  
(機械設備工事積算基準 第1編 積算基準等通達資料 は適用しない。)

[2] 独自基準  
第1章 第5 請負工事の積算 2 据付工事原価 2-2 間接工事費 (1) 共通仮設費

(ト) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算  
a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-1・6の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用				
施工地域区分	適用条件		補正係数	適用優先
	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)	全ての工種 (注1)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1
一般交通影響有り (2)	全ての工種 (注1)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2
市街地 (DID補正)	全ての工種 (注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
離島	全ての工種 (注1)		1.3	4

(注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。  
2. 施工地域区分は以下のとおりとする。  
・市街地：  
施工地域が人口集中地区 (DID地区) 及びこれに準ずる地区をいう。  
なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部)  
これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」という。  
b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い  
適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。  
c その他  
イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記aの他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。  
ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

[1] 適用基準  
機械設備工事積算基準 第2編 機械設備工事積算基準  
第1章 一般共通 ~ 第19章 塗装 による。  
(機械設備工事積算基準 第1編 積算基準等通達資料 は適用しない。)

[2] 独自基準  
第1章 第5 請負工事の積算 2 据付工事原価 2-2 間接工事費 (1) 共通仮設費

(ト) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算  
a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-1・6の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用				
施工地域区分	適用条件		補正係数	適用優先
	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)	全ての工種 (※1)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1
一般交通影響有り (2)	全ての工種 (※1)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2
市街地 (DID補正)	全ての工種 (※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
山間僻地及び離島	全ての工種 (※1)	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合 (※2)。	1.3	4

※1 コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。  
※2 雲南市吉田町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、浜田市旭町・弥栄町、益田市匹見町、吉賀町及び離島が該当する。  
なお、施工地域区分は以下のとおりとする。  
・市街地：  
施工地域が人口集中地区 (DID地区) 及びこれに準ずる地区をいう。  
なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部)  
これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」という。  
b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い  
適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。  
c その他  
イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記aの他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。  
ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

(記載の変更)

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

IX-2  
第Ⅸ編 機械設備  
第1章 一般共通 ～ 第19章 塗装  
[2] 独自基準  
第1章 第5 請負工事の積算  
2 据付工事原価  
2-2 間接工事費  
(1) 現場管理費

## 第1章 第5 請負工事の積算 2 据付工事原価 2-2 間接工事費 (2) 現場管理費

- 7) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算  
a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-1・7の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用				
適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り(1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1
一般交通影響有り(2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
離島	全ての工種(注1)		1.0	4

(注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。  
2. 施工地域区分は以下のとおりとする。

- ・市街地：  
施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部)これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」という。

- b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い  
適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。
- c その他  
イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記aの他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。  
ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

## 第1章 第5 請負工事の積算 2 据付工事原価 2-2 間接工事費 (2) 現場管理費

- 7) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算  
a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-1・7の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用				
適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り(1)	全ての工種(※1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1
一般交通影響有り(2)	全ての工種(※1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
市街地(DID補正)	全ての工種(※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
山間僻地及び離島	全ての工種(※1)	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合(※2)。	1.0	4

※1 コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。  
※2 雲南市吉田町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、浜田市旭町・弥栄町、益田市西見町、吉賀町及び離島が該当する。  
なお、施工地域区分は以下のとおりとする。

- ・市街地：  
施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部)これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」という。

(記載の変更)



# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

11-2  
第11-1編 港湾  
[2] 独自基準  
第2章 工事費の積算  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
第5章 間接工事費の施工歩掛

4節 その他  
1. 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算  
工期の延長等に伴う増加費用等の積算については、以下による。  
・建設工事積算基準/第1編/第10章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について

(記載の変更)

4節 その他  
1. 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算  
工期の延長等に伴う増加費用等の積算については、以下による。  
・建設工事積算基準/第1編/第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用等の積算について

### 第3章 直接工事費の施工歩掛

#### 4節 本体工

- 4. 1 ケーン式
- 3. ケーン進水掘付工
- 3-8 回航・えい航
- 3-8-3 ケーン回航
- 3-8-3-2 回航費の積算
- 3) 運転費の算出
- (4) 乗船手当

乗船手当は、下表のとおりとする。

職 種	乗船手当	摘 要
普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。
船団長 高級船員	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。

### 第4章 市場単価

- 1. 市場単価の調査方法および決定方法
- 1-3 適用にあたっての主な留意事項  
離島についても、市場単価を適用する。
- 1-4 市場単価の公表  
市場単価の公表については、以下による  
・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1材料費

### 第5章 間接工事費の施工歩掛

#### 1節 回航・えい航費

- 2. 回航
- 2-3 回航の積算
- 2-3-2 運転費の算出
- (6) 乗船手当

乗船手当は、下表のとおりとする。

職 種	乗船手当	摘 要
普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。
船団長 高級船員	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。

2-3-6 旅費等の算出  
(2) 旅費等の算出方法  
旅費は、「業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費」を参考に適切に計上する。

(記載の変更)

### 第3章 直接工事費の施工歩掛

#### 4節 本体工

- 4. 1 ケーン式
- 3. ケーン進水掘付工
- 3-8 回航・えい航
- 3-8-3 ケーン回航
- 3-8-3-2 回航費の積算
- 3) 運転費の算出
- (4) 乗船手当

乗船手当は、下表のとおりとする。

職 種	乗船手当	摘 要
普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。
船団長 高級船員	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。

### 第4章 市場単価

- 1. 市場単価の調査方法および決定方法
- 1-3 適用にあたっての主な留意事項  
離島についても、市場単価を適用する。
- 1-4 市場単価の公表  
市場単価の公表については、以下による  
・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1材料費

### 第5章 間接工事費の施工歩掛

#### 1節 回航・えい航費

- 2. 回航
- 2-3 回航の積算
- 2-3-2 運転費の算出
- (6) 乗船手当

乗船手当は、下表のとおりとする。

職 種	乗船手当	摘 要
普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。
船団長 高級船員	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。

2-3-6 旅費等の算出  
(2) 旅費等の算出方法  
旅費は、「業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費/1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を参考に適切に計上する。

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

**11-6**  
第11-2編 漁港漁場整備  
[2] 独自基準  
第2章 工事費の積算

- 3. 現場管理費
- 3-1 積算方法等
- 3-1-1 現場管理費率の補正
- 1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない

- 4節 その他
- 1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算
  - 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算については、以下による。
    - ・建設工事積算基準/第1編/第10章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算

### 第3章 直接工事費の施工歩掛

#### 4節 本土工

- 4. 1 ケーソン式
- 3. ケーソン進水据付工
- 3-8 回航・えい航
- 3-8-3 ケーソン回航
- 3-8-3-2 回航費の積算
- 3) 運転費の算出
- (4) 乗船手当

乗船手当は、下表のとおりとする。

職 種	乗船手当	摘 要
普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。
船団長	2,154 円	
高級船員		

### 第4章 市場単価

- 1. 市場単価の調査方法および決定方法
- 1-3 適用にあたっての主な留意事項
- 離島についても、市場単価を適用する。

#### 1-4 市場単価の公表

市場単価の公表については、以下による。  
・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1材料費

### 第5章 間接工事費の施工歩掛

#### 1節 回航・えい航費

- 2. 回航
- 2-3 回航費の積算
- 2-3-2 運転費の算出
- (6) 乗船手当

乗船手当は、下表のとおりとする。

職 種	乗船手当	摘 要
普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。
船団長	2,154 円	
高級船員		

- 3. 現場管理費
- 3-1 積算方法等
- 3-1-1 現場管理費率の補正
- 1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない

- 4節 その他
- 1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算
  - 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算については、以下による。
    - ・建設工事積算基準/第1編/第10章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算

### 第3章 直接工事費の施工歩掛

#### 4節 本土工

- 4. 1 ケーソン式
- 3. ケーソン進水据付工
- 3-8 回航・えい航
- 3-8-3 ケーソン回航
- 3-8-3-2 回航費の積算
- 3) 運転費の算出
- (4) 乗船手当

乗船手当は、下表のとおりとする。

職 種	乗船手当	摘 要
普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。
船団長	2,154 円	
高級船員		

### 第4章 市場単価

- 1. 市場単価の調査方法および決定方法
- 1-3 適用にあたっての主な留意事項
- 離島についても、市場単価を適用する。

#### 1-4 市場単価の公表

市場単価の公表については、以下による。  
・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1材料費

### 第5章 間接工事費の施工歩掛

#### 1節 回航・えい航費

- 2. 回航
- 2-3 回航費の積算
- 2-3-2 運転費の算出
- (6) 乗船手当

乗船手当は、下表のとおりとする。

職 種	乗船手当	摘 要
普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。
船団長	2,154 円	
高級船員		

(記載の変更)

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>11-7</b> 第11-2編 漁港漁場整備 〔2〕独自基準 第5章 間接工事費の施工歩掛</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2-3-6 旅費等の算出 (2) 旅費等の算出方法 旅費は、「業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3 旅費交通費」を参考に適切に計上する。</p> </div> <p>2節 運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第1編／第2章／②間接工事費／2 共通仮設費／2-2 運搬費</p>	<p>(記載の変更)</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2-3-6 旅費等の算出 (2) 旅費等の算出方法 旅費は、「業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3 旅費交通費／1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を参考に適切に計上する。</p> </div> <p>2節 運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第1編／第2章／②間接工事費／2 共通仮設費／2-2 運搬費</p>
---	--	----------------	---

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

11-18

第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通  
第3章 基地港別最大作業船

## 第3章 基地港別最大作業船

表-1 基地港別最大作業船一覧

作業船 基地港	普通地盤用 グラブ 深 船	引	クレーン 付台船	旋回式 起重機	土 運 船台	クレーン 製作 用船	コンクリート ミキサー船	ハックネウ 波 深 船
基地港	深 m	引 m <sup>2</sup>	付台船 t	起重機 t	土 運 船台 m <sup>2</sup>	クレーン 製作 用船 t	コンクリート ミキサー船 m <sup>2</sup>	ハックネウ 波 深 船 m <sup>2</sup>
境港	5.5	1,600	88	120	-	-	-	2.5
安来	5.0	1,100	50	81	[140]×2 [500]	900	-	2.0
加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-
恵曇	3.0	280	-	-	-	-	-	-
河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-
田橋	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-
浜田	1.5	1,210	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	-
益田	(5.0)	1,600	-	150	-	500	-	2.0
西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0]
諏訪	-	1,000	-	103	-	-	-	-
美田	2.5 <sup>*)</sup>	900 <sup>*)</sup>	-	155 <sup>*)</sup>	-	200 <sup>*)</sup>	-	-
別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-
宍道湖内	[1.2]	[350]	[35]	-	-	-	-	-

- この表によりがたい作業船は下関港を基地港とできる。
- グラブ深船の( )書きについては、在港する旋回式起重機のうち、グラブ装着可能な機能を有した兼用船であって、装着可能なグラブの規格に応じたグラブ深船が在港するとみなしたものである。
- ガット船について、3.0m<sup>3</sup>・850m<sup>3</sup>積までは、回航・えい船費を計上しないものとする。
- [ ]書きにより記載してある規格の船舶については、非汎用船であり、稼働状況を確認の上選定すること。
- 自航揚船船については、各基地港に全機種在港している。
- 県内回航・えい船の場合、非航旋回式起重機船、非航固定式起重機船、クレーン付台船は同一機種とみなし、必要最大規格を計上する。大規模工事については別途考慮する。
- 美田港の船舶については、グラブ深船、引船、起重機船は島前・島後、台船は島前でのみ使用可能

(記載の変更)

(記載の変更)

## 第3章 基地港別最大作業船

表-1 基地港別最大作業船一覧

作業船 基地港	普通地盤用 グラブ 深 船	引	クレーン 付台船	旋回式 起重機	土 運 船台	クレーン 製作 用船	コンクリート ミキサー船	ハックネウ 波 深 船
基地港	深 m	引 m <sup>2</sup>	付台船 t	起重機 t	土 運 船台 m <sup>2</sup>	クレーン 製作 用船 t	コンクリート ミキサー船 m <sup>2</sup>	ハックネウ 波 深 船 m <sup>2</sup>
境港	5.5	1,600	88	120	-	-	-	-
安来	5.0	1,100	50	81	[140]×2 [200] [500]	900	-	2.0
加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-
恵曇	3.0	280	-	-	-	-	-	-
河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-
田橋	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-
浜田	1.5	1,210	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	-
益田	-	450	-	-	-	500	-	2.0
西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0]
諏訪	-	1,000	-	103	-	-	-	-
美田	2.5 <sup>*)</sup>	900 <sup>*)</sup>	-	155 <sup>*)</sup>	-	200 <sup>*)</sup>	-	-
別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-
宍道湖内	[1.2]	[350]	[35]	-	-	-	-	-

- この表によりがたい作業船は下関港を基地港とできる。
- グラブ深船の( )書きについては、在港する旋回式起重機のうち、グラブ装着可能な機能を有した兼用船であって、装着可能なグラブの規格に応じたグラブ深船が在港するとみなしたものである。
- ガット船について、3.0m<sup>3</sup>・850m<sup>3</sup>積までは、回航・えい船費を計上しないものとする。
- [ ]書きにより記載してある規格の船舶については、非汎用船であり、稼働状況を確認の上選定すること。
- 自航揚船船については、各基地港に全機種在港している。
- 県内回航・えい船の場合、非航旋回式起重機船、非航固定式起重機船、クレーン付台船は同一機種とみなし、必要最大規格を計上する。大規模工事については別途考慮する。
- 美田港の船舶については、グラブ深船、引船、起重機船は島前・島後、台船は島前でのみ使用可能

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

## 11-19

第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通

第4章 就業時間別の船員供用係数

### 第4章 就業時間別の船員供用係数

(令和5年2月28日まで適用)  
 港湾請負工事積算基準/単価表/2. 供用日数/2-1 作業船および付属品等  
 漁港漁場関係工事積算基準/単価表/2. 供用日数/2-1 作業船および付属品等

(令和5年3月1日以降適用)

別表-4 就業時間別の船員供用係数

係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β) (1ワッチ制)								備考
		就業時間別の船員供用係数(β)								
		就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		
		【起動時間 0H】	【起動時間 1H】	【起動時間 2H】	【起動時間 3H】	【起動時間 4H】	【起動時間 5H】	【起動時間 6H】	【起動時間 7H】	
1	1.65	1.20	1.20	1.32	1.32	1.43	1.43	1.55	1.55	
2	1.80	1.30	1.30	1.42	1.42	1.53	1.53	1.65	1.65	
3	2.05	1.45	1.45	1.57	1.57	1.68	1.68	1.80	1.80	
4	2.25	1.60	1.60	1.72	1.72	1.83	1.83	1.95	1.95	
5	2.45	1.70	1.70	1.82	1.82	1.93	1.93	2.05	2.05	
6	2.65	1.80	1.80	1.92	1.92	2.03	2.03	2.15	2.15	
7	2.90	1.95	1.95	2.07	2.07	2.18	2.18	2.30	2.30	
8	3.20	2.15	2.15	2.27	2.27	2.38	2.38	2.50	2.50	
9	3.70	2.40	2.40	2.52	2.52	2.63	2.63	2.75	2.75	

(削除)

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>12-1</b> 第12-1編 空港土木 [2] 独自基準</p> <p>第8章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p>	<p style="text-align: center;"><b>第12-1編 空港土木</b></p> <p>[1] 適用基準 空港請負工事積算基準 第1部 空港土木請負工事積算基準 による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>第1部 空港土木請負工事積算基準</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 総則</p> <p>①適用範囲等 3. 基準の適用 基準の適用 については以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第1章/①基準の適用等/1 基準の適用</p> <p>②請負工事の工事費の構成 2. 工事費の積算価格構成の項目 2-4工事価格の端数処理 については以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/5 諸雑費及び端数処理/(2)端数処理/5)</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>①直接工事費 1. 労務費 労務費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/3 労務費</p> <p>2. 材料費 材料費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1 材料費</p> <p><b>第8章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</b> 本章については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第10章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p> <p>第9章 設計変更 設計変更については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第13章 設計変更</p> <p>第10章 市場単価方式等により積算を行う工種</p> <p>①市場単価方式により積算を行う工種 積算単価、端数処理の取り扱いについては以下による。 ・建設工事積算基準/第VI編/第2章 市場単価</p>	<p style="text-align: center;"><b>第12-1編 空港土木</b></p> <p>[1] 適用基準 空港請負工事積算基準 第1部 空港土木請負工事積算基準 による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>第1部 空港土木請負工事積算基準</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 総則</p> <p>①適用範囲等 3. 基準の適用 基準の適用 については以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第1章/①基準の適用等/1 基準の適用</p> <p>②請負工事の工事費の構成 2. 工事費の積算価格構成の項目 2-4工事価格の端数処理 については以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/5 諸雑費及び端数処理/(2)端数処理/5)</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>①直接工事費 1. 労務費 労務費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/3 労務費</p> <p>2. 材料費 材料費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1 材料費</p> <p><b>第8章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</b> 本章については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</p> <p>第9章 設計変更 設計変更については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第13章 設計変更</p>
---	--	---

(記載の変更)

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>12-2</b> 第12-1編 空港土木 [2] 独自基準 第10章 市場単価方式等により積算を行う工種</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>② 土木工事標準単価方式により積算を行う工種 積算単価、端数処理の取り扱いについては以下による。 ・建設工事積算基準／第VI編／第1章 土木工事標準単価</p> </div> <p>第3編 空港</p> <p>第4章 空港維持・修繕</p> <p>⑧除雪工 除雪工については適用しない。</p>	<p>第3編 空港</p> <p>第4章 空港維持・修繕</p> <p>⑧除雪工 除雪工については適用しない。</p> <p style="text-align: right; color: red;">(削除)</p>
--	--	--

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>13-1 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ① 総則 1. 適用範囲</p>	<p>[2] 独自基準</p> <p>① 総則</p> <p>1. 適用範囲 本編は、農業農村整備事業の公共工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 なお、工事費の積算にあたっては、原則として「建設工事積算基準第1編第1章総則」の規定を適用するものとするが、これによりがたい規定及び農業農村整備事業独自の運用等については、本編に規定する。 また、農業農村整備事業請負工事の工事価格算定については、本編の標準歩掛及び積算参考歩掛を適用するものとするが、本編に定めのない場合は、「建設工事積算基準」各編等適切な歩掛を適用するものとする。 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">(令和5年1月1日以降適用) ただし、「建設工事積算基準 第IV編第7章 橋梁工 [2]独自基準」における「橋梁架設工事の積算（（一社）日本建設機械施工協会）」の使用については、適用除外とする。</span></p> <p>2. 工種区分 工種区分は工事内容により適切に選定するものとし、別表1のとおりとする。ただし、2種以上の工種内容からなる工事については、それぞれの工種区分により算出した、直接工事費・事業損失防止施設費の合計額が最も大きい工種を適用する。</p> <p>3. 請負工事の工事費構成 「建設工事積算基準第1編第1章総則②請負工事の工事費構成」による。</p> <p style="text-align: right;"><b>削除</b></p>	<p>[2] 独自基準</p> <p>① 総則</p> <p>1. 適用範囲 本編は、農業農村整備事業の公共工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 なお、工事費の積算にあたっては、原則として「建設工事積算基準第1編第1章総則」の規定を適用するものとするが、これによりがたい規定及び農業農村整備事業独自の運用等については、本編に規定する。 また、農業農村整備事業請負工事の工事価格算定については、本編の標準歩掛及び積算参考歩掛を適用するものとするが、本編に定めのない場合は、「建設工事積算基準」各編等適切な歩掛を適用するものとする。</p> <p>2. 工種区分 工種区分は工事内容により適切に選定するものとし、別表1のとおりとする。ただし、2種以上の工種内容からなる工事については、それぞれの工種区分により算出した、直接工事費・事業損失防止施設費の合計額が最も大きい工種を適用する。</p> <p>3. 請負工事の工事費構成 「建設工事積算基準第1編第1章総則②請負工事の工事費構成」による。</p>



令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）																																																
<p>13-5 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 別表1 工種区分</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池工事</td> <td>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(2)</td> <td>他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ボアリング・グラウト、法面工 <b>(追記)</b></td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td><u>フィルタイプ</u>で本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>PC 橋工事</td> <td>1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体内を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。	その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	その他土木工事(2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ボアリング・グラウト、法面工 <b>(追記)</b>	フィルダム工事	<u>フィルタイプ</u> で本体を主体とする工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)	河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	PC 橋工事	1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	トンネル工事	トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体内を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池工事</td> <td>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(2)</td> <td>他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ボアリング・グラウト、法面工、<u>ため池廃止</u>、<u>ため池附帯構造物（安全施設工等）</u></td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td><u>フィルタイプ</u>で本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>PC 橋工事</td> <td>1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体内を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。	その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	その他土木工事(2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ボアリング・グラウト、法面工、 <u>ため池廃止</u> 、 <u>ため池附帯構造物（安全施設工等）</u>	フィルダム工事	<u>フィルタイプ</u> で本体を主体とする工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)	河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	PC 橋工事	1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	トンネル工事	トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体内を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)
工種区分	工種内容																																																	
ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。																																																	
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																																	
その他土木工事(2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ボアリング・グラウト、法面工 <b>(追記)</b>																																																	
フィルダム工事	<u>フィルタイプ</u> で本体を主体とする工事																																																	
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)																																																	
河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																																	
PC 橋工事	1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事																																																	
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																																	
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																																																	
トンネル工事	トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体内を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																																																	
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)																																																	
工種区分	工種内容																																																	
ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。																																																	
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																																	
その他土木工事(2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ボアリング・グラウト、法面工、 <u>ため池廃止</u> 、 <u>ため池附帯構造物（安全施設工等）</u>																																																	
フィルダム工事	<u>フィルタイプ</u> で本体を主体とする工事																																																	
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)																																																	
河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																																	
PC 橋工事	1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事																																																	
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																																	
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																																																	
トンネル工事	トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体内を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																																																	
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)																																																	

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）																												
<p><b>13-6</b> 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 別表2 共通仮設費率適用範囲</p>	<p style="text-align: center;">別表2 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 90%;">率の対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運搬費</td> <td>                     1 建設機械器具の運搬等に要する費用                      (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用                      (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁架設用タワー、橋梁用架設用設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用                      (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用                      (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用                      (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備費</td> <td>                     1 準備及び跡片付けに要する費用                      (1) 準備に要する費用                      (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用                      2 調査・測量、丁張等に要する費用                      (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用                      (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用                      (3) 用地幅抗等の仮設等に要する費用                      3 準備として行う以下に要する費用                      (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐倒に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く)                      (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用                      なお、伐倒、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐倒、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐倒、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(3)」による。(追記)                      4 安全費                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安全費</td> <td>                     1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用                      2 不稼働日の保安要員等の費用                      3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設等の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料                      4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く)                      5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用                      6 酸素欠乏症の予防に要する費用                      7 粉塵作業の予防に要する費用 (追記)                      8 トンネル等における防火安全対策に要する費用                      9 安全用品等に要する費用(墜落防止用器具(フルハーネス型)を含む)                      10 安全委員会等に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">役務費</td> <td>                     1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用                      2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用                      3 工程管理のための資料の作成等に要する費用                      4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用                      5 建設材料の品質記録保存に要する費用                      6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用                      7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用                      8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用                      9 塗装膜厚施工管理に要する費用                      10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む)                      11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術管理費</td> <td>                     1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用                      2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用                      3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く)                      4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィールドダム及びコンクリートダム工事)                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営繕費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	率の対象項目	運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁架設用タワー、橋梁用架設用設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅抗等の仮設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐倒に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐倒、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐倒、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐倒、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(3)」による。(追記) 4 安全費	安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設等の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 (追記) 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用(墜落防止用器具(フルハーネス型)を含む) 10 安全委員会等に要する費用	役務費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用	技術管理費	1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィールドダム及びコンクリートダム工事)	営繕費		<p style="text-align: center;">別表2 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 90%;">率の対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運搬費</td> <td>                     1 建設機械器具の運搬等に要する費用                      (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用                      (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁架設用タワー、橋梁用架設用設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用                      (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用                      (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用                      (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備費</td> <td>                     1 準備及び跡片付けに要する費用                      (1) 準備に要する費用                      (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用                      2 調査・測量、丁張等に要する費用                      (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用                      (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用                      (3) 用地幅抗等の仮設等に要する費用                      3 準備として行う以下に要する費用                      (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐倒に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く)                      (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用                      なお、伐倒、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐倒、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐倒、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(3)」による。                      (3) 型枠及び足場等仮設器材の処分費用                      (4) セメント袋や塗料等の土のう等の処分費(直接工事費に積上げた大割土のう袋やフレコンバツクの処分に必要な費用は含まない)                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安全費</td> <td>                     1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用                      2 不稼働日の保安要員等の費用                      3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設等の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料                      4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く)                      5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用                      6 酸素欠乏症の予防に要する費用                      7 粉塵作業の予防に要する費用(「ずい道等建設工事における動土に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「除等有害物含有する塗料の測定やき落し作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各々掘削防止対策は、仮設工に計上する)                      8 トンネル等における防火安全対策に要する費用                      9 安全用品等に要する費用(墜落防止用器具(フルハーネス型)を含む)                      10 安全委員会等に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">役務費</td> <td>                     1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用                      2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用                      3 工程管理のための資料の作成等に要する費用                      4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用                      5 建設材料の品質記録保存に要する費用                      6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用                      7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用                      8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用                      9 塗装膜厚施工管理に要する費用                      10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む)                      11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術管理費</td> <td>                     1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用                      2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用                      3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く)                      4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィールドダム及びコンクリートダム工事)                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営繕費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	率の対象項目	運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁架設用タワー、橋梁用架設用設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅抗等の仮設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐倒に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐倒、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐倒、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐倒、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(3)」による。 (3) 型枠及び足場等仮設器材の処分費用 (4) セメント袋や塗料等の土のう等の処分費(直接工事費に積上げた大割土のう袋やフレコンバツクの処分に必要な費用は含まない)	安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設等の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用(「ずい道等建設工事における動土に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「除等有害物含有する塗料の測定やき落し作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各々掘削防止対策は、仮設工に計上する) 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用(墜落防止用器具(フルハーネス型)を含む) 10 安全委員会等に要する費用	役務費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用	技術管理費	1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィールドダム及びコンクリートダム工事)	営繕費	
項目	率の対象項目																													
運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁架設用タワー、橋梁用架設用設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用																													
準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅抗等の仮設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐倒に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐倒、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐倒、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐倒、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(3)」による。(追記) 4 安全費																													
安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設等の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 (追記) 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用(墜落防止用器具(フルハーネス型)を含む) 10 安全委員会等に要する費用																													
役務費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用																													
技術管理費	1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィールドダム及びコンクリートダム工事)																													
営繕費																														
項目	率の対象項目																													
運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁架設用タワー、橋梁用架設用設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用																													
準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅抗等の仮設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐倒に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐倒、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐倒、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐倒、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(3)」による。 (3) 型枠及び足場等仮設器材の処分費用 (4) セメント袋や塗料等の土のう等の処分費(直接工事費に積上げた大割土のう袋やフレコンバツクの処分に必要な費用は含まない)																													
安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設等の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用(「ずい道等建設工事における動土に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「除等有害物含有する塗料の測定やき落し作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各々掘削防止対策は、仮設工に計上する) 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用(墜落防止用器具(フルハーネス型)を含む) 10 安全委員会等に要する費用																													
役務費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用																													
技術管理費	1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィールドダム及びコンクリートダム工事)																													
営繕費																														

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）																												
<p><b>13-7</b> 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 別表2 共通仮設費率適用範囲</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%; text-align: center;">率に別途加算できる項目</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1 建設機械器具の運搬等に要する費用                      (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用                      (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用                      2 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等)の運搬に要する費用                      3 干拓工事、海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用                      4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用(運搬中の本体貨料・損料及び分解・組立時の本体貨料を含む)                      5 建設機械器具、仮設材及び重建設機械の輸送における自動車軌道船使用料に要する費用(運搬中の本体貨料・損料を含む)                      6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">運搬費</td> </tr> <tr> <td>                     1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用(率に別途加算する項目については「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(2) 積算方法伐採作業等の項目別対象表」による)                      2 伐開、除根、除草等に要する費用(農用地造成工事)                      3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用                      4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用                      (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査(補修範囲の確認等)に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用                      (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 <b>(追記)</b>                      5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">準備費</td> </tr> <tr> <td>                     1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用                      (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用                      2 干拓工事、海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料                      3 高圧作業の予防に要する費用                      4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用                      5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発砲監視のための費用                      6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用                      7 粉塵作業の予防に要する費用のうち、呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">安全費</td> </tr> <tr> <td>                     1 現場作業場、材料置場等の土地借上げに要する費用(宮積に係る用地は除く)                      2 電力、用水等の基本料金                      3 電力設備用工事負担金                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">役務費</td> </tr> <tr> <td>                     1 特別な品質管理等に要する費用                      (1) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用                      (2) 土質試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用                      (3) コンクリート補修工事における品質管理試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用                      2 現場条件等により積上げを要する費用                      (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用                      (2) 試験盛土等の工事に要する費用                      (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器(鉄筋探査器等)に要する費用                      (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用                      3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用                      4 共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用                      5 ICT建設機械に要する以下の費用                      (1) 保守点検                      (2) システム初期費                      (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用                      6 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">技術管理費</td> </tr> <tr> <td>                     1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の宮積(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事を除く)                      2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用                      3 その他、工事施工上必要な宮積等に要する費用                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">宮積費</td> </tr> </tbody> </table>	率に別途加算できる項目	項目	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等)の運搬に要する費用 3 干拓工事、海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用(運搬中の本体貨料・損料及び分解・組立時の本体貨料を含む) 5 建設機械器具、仮設材及び重建設機械の輸送における自動車軌道船使用料に要する費用(運搬中の本体貨料・損料を含む) 6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	運搬費	1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用(率に別途加算する項目については「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(2) 積算方法伐採作業等の項目別対象表」による) 2 伐開、除根、除草等に要する費用(農用地造成工事) 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査(補修範囲の確認等)に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 <b>(追記)</b> 5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用	準備費	1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事、海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発砲監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用のうち、呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用	安全費	1 現場作業場、材料置場等の土地借上げに要する費用(宮積に係る用地は除く) 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事負担金	役務費	1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (2) 土質試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 (3) コンクリート補修工事における品質管理試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器(鉄筋探査器等)に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 4 共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用 5 ICT建設機械に要する以下の費用 (1) 保守点検 (2) システム初期費 (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 6 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用	技術管理費	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の宮積(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事を除く) 2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用 3 その他、工事施工上必要な宮積等に要する費用	宮積費	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%; text-align: center;">率に別途加算できる項目</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1 建設機械器具の運搬等に要する費用                      (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用                      (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用                      2 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等)の運搬に要する費用                      3 干拓工事、海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用                      4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用(運搬中の本体貨料・損料及び分解・組立時の本体貨料を含む)                      5 建設機械器具、仮設材及び重建設機械の輸送における自動車軌道船使用料に要する費用(運搬中の本体貨料・損料を含む)                      6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">運搬費</td> </tr> <tr> <td>                     1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用(率に別途加算する項目については「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(2) 積算方法伐採作業等の項目別対象表」による)                      2 伐開、除根、除草等に要する費用(農用地造成工事)                      3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用                      4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用                      (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査(補修範囲の確認等)に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用                      (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用                      5 <b>大型土のう袋やフレコンバックの処理費用</b>                      6 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">準備費</td> </tr> <tr> <td>                     1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用                      (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用                      2 干拓工事、海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料                      3 高圧作業の予防に要する費用                      4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用                      5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発砲監視のための費用                      6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用                      7 粉塵作業の予防に要する費用のうち、呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">安全費</td> </tr> <tr> <td>                     1 現場作業場、材料置場等の土地借上げに要する費用(宮積に係る用地は除く)                      2 電力、用水等の基本料金                      3 電力設備用工事負担金                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">役務費</td> </tr> <tr> <td>                     1 特別な品質管理等に要する費用                      (1) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用                      (2) 土質試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用                      (3) コンクリート補修工事における品質管理試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用                      2 現場条件等により積上げを要する費用                      (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用                      (2) 試験盛土等の工事に要する費用                      (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器(鉄筋探査器等)に要する費用                      (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用                      3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用                      4 共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用                      5 ICT建設機械に要する以下の費用                      (1) 保守点検                      (2) システム初期費                      (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用                      6 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">技術管理費</td> </tr> <tr> <td>                     1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の宮積(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事を除く)                      2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用                      3 その他、工事施工上必要な宮積等に要する費用                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">宮積費</td> </tr> </tbody> </table>	率に別途加算できる項目	項目	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等)の運搬に要する費用 3 干拓工事、海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用(運搬中の本体貨料・損料及び分解・組立時の本体貨料を含む) 5 建設機械器具、仮設材及び重建設機械の輸送における自動車軌道船使用料に要する費用(運搬中の本体貨料・損料を含む) 6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	運搬費	1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用(率に別途加算する項目については「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(2) 積算方法伐採作業等の項目別対象表」による) 2 伐開、除根、除草等に要する費用(農用地造成工事) 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査(補修範囲の確認等)に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 5 <b>大型土のう袋やフレコンバックの処理費用</b> 6 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用	準備費	1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事、海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発砲監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用のうち、呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用	安全費	1 現場作業場、材料置場等の土地借上げに要する費用(宮積に係る用地は除く) 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事負担金	役務費	1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (2) 土質試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 (3) コンクリート補修工事における品質管理試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器(鉄筋探査器等)に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 4 共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用 5 ICT建設機械に要する以下の費用 (1) 保守点検 (2) システム初期費 (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 6 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用	技術管理費	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の宮積(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事を除く) 2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用 3 その他、工事施工上必要な宮積等に要する費用	宮積費
率に別途加算できる項目	項目																													
1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等)の運搬に要する費用 3 干拓工事、海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用(運搬中の本体貨料・損料及び分解・組立時の本体貨料を含む) 5 建設機械器具、仮設材及び重建設機械の輸送における自動車軌道船使用料に要する費用(運搬中の本体貨料・損料を含む) 6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	運搬費																													
1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用(率に別途加算する項目については「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(2) 積算方法伐採作業等の項目別対象表」による) 2 伐開、除根、除草等に要する費用(農用地造成工事) 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査(補修範囲の確認等)に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 <b>(追記)</b> 5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用	準備費																													
1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事、海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発砲監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用のうち、呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用	安全費																													
1 現場作業場、材料置場等の土地借上げに要する費用(宮積に係る用地は除く) 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事負担金	役務費																													
1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (2) 土質試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 (3) コンクリート補修工事における品質管理試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器(鉄筋探査器等)に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 4 共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用 5 ICT建設機械に要する以下の費用 (1) 保守点検 (2) システム初期費 (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 6 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用	技術管理費																													
1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の宮積(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事を除く) 2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用 3 その他、工事施工上必要な宮積等に要する費用	宮積費																													
率に別途加算できる項目	項目																													
1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等)の運搬に要する費用 3 干拓工事、海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用(運搬中の本体貨料・損料及び分解・組立時の本体貨料を含む) 5 建設機械器具、仮設材及び重建設機械の輸送における自動車軌道船使用料に要する費用(運搬中の本体貨料・損料を含む) 6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	運搬費																													
1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用(率に別途加算する項目については「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(2) 積算方法伐採作業等の項目別対象表」による) 2 伐開、除根、除草等に要する費用(農用地造成工事) 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査(補修範囲の確認等)に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 5 <b>大型土のう袋やフレコンバックの処理費用</b> 6 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用	準備費																													
1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事、海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発砲監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用のうち、呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用	安全費																													
1 現場作業場、材料置場等の土地借上げに要する費用(宮積に係る用地は除く) 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事負担金	役務費																													
1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (2) 土質試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 (3) コンクリート補修工事における品質管理試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器(鉄筋探査器等)に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 4 共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用 5 ICT建設機械に要する以下の費用 (1) 保守点検 (2) システム初期費 (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 6 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用	技術管理費																													
1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の宮積(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事を除く) 2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用 3 その他、工事施工上必要な宮積等に要する費用	宮積費																													

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）																																																																																																																
<p>13-10 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 別表4 共通仮設費率の補正</p>	<p style="text-align: center;">別表4 共通仮設費率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分 対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.4</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="2">1.4</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="2">1.3</td> <td rowspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.3</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="2">1.2</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)-3</td> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>5</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>離 島</td> <td>全ての工種（※）</td> <td></td> <td>1.3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> <td>1.1</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。</p> <p><b>(追記)</b></p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部） これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。 2. 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 [<a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiiki_ruikei/setsumei.html">https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiiki_ruikei/setsumei.html</a>] 3. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p>その他〔細部運用〕 ①補正値は、現場条件の変更により設計変更ができる。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分 対象	一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.4	1	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2	一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5	離 島	全ての工種（※）		1.3	6	中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7	<p style="text-align: center;">別表4 共通仮設費率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分 対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.4</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="2">1.4</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="2">1.3</td> <td rowspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.3</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="2">1.2</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)-3</td> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>5</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※1）</td> <td>施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。</td> <td>1.3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）</td> <td>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> <td>1.1</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。 ※2 雲南市吉田町、飯南町、川本町、美郷町、呂南町、浜田市旭町・弥栄町、益田市匹見町、吉賀町及び離島が該当する。</p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部） これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。 2. 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 [<a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiiki_ruikei/setsumei.html">https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiiki_ruikei/setsumei.html</a>] 3. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分 対象	一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.4	1	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2	一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5	山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.3	6	中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7
適用条件		補正係数	適用優先																																																																																																															
施工地域区分	工種区分 対象																																																																																																																	
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1																																																																																																														
	橋梁保全工事																																																																																																																	
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.4	1																																																																																																														
	橋梁保全工事																																																																																																																	
市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2																																																																																																														
	橋梁保全工事																																																																																																																	
市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2																																																																																																														
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3																																																																																																														
	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）																																																																																																																	
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4																																																																																																														
	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）																																																																																																																	
市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5																																																																																																														
離 島	全ての工種（※）		1.3	6																																																																																																														
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7																																																																																																														
適用条件		補正係数	適用優先																																																																																																															
施工地域区分	工種区分 対象																																																																																																																	
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1																																																																																																														
	橋梁保全工事																																																																																																																	
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.4	1																																																																																																														
	橋梁保全工事																																																																																																																	
市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2																																																																																																														
	橋梁保全工事																																																																																																																	
市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2																																																																																																														
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3																																																																																																														
	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）																																																																																																																	
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4																																																																																																														
	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）																																																																																																																	
市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5																																																																																																														
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.3	6																																																																																																														
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7																																																																																																														

## 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p><b>13-11</b>                      第13編 農業農村整備                      第1章 総則                      [2] 独自基準                      ②工事費の積算                      別表4 共通仮設費率の補正</p>	<p style="color: red;">前のページから移行</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="font-size: small; margin: 0;">                             その他（細部運用）                              ①補正值は、現場条件の変更により設計変更ができる                         </p> </div>

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）																																																																																																														
<p>13-16 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 別表6 現場管理費率の補正</p>	<p>別表6 現場管理費率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>適用条件</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.2</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="2">1.2</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID 補正) (1) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正) (1) - 2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1) - 2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2) - 2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正) (1) - 3</td> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>離 島</td> <td>全ての工種（※）</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>河川・道路構造物工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> <td>1.0</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。</p> <p>(追記)</p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。          なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部）          これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。          2. 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。          【<a href="https://www.maaff.go.jp/3/tokei/chiiiki_ruikei/setsumei.html">https://www.maaff.go.jp/3/tokei/chiiiki_ruikei/setsumei.html</a>】          3. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p>その他【細部運用】          ①補正値は、現場条件の変更により設計変更ができる</p>	施工地域区分	工種区分	適用条件	補正係数	適用優先	一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	1	橋梁保全工事	市街地 (DID 補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	橋梁保全工事	市街地 (DID 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	離 島	全ての工種（※）		1.0	6	中山間地域	河川・道路構造物工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	7	<p>別表6 現場管理費率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>適用条件</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.2</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="2">1.2</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID 補正) (1) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正) (1) - 2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1) - 2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2) - 2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正) (1) - 3</td> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※1）</td> <td>施工箇所が島根県人事委員会規則における持地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）</td> <td>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> <td>1.0</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。          ※2 雲南市吉田町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、浜田市旭町・弥栄町、益田市四見町、吉敷町及び離島が該当する。</p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。          なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部）          これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。          2. 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。          【<a href="https://www.maaff.go.jp/3/tokei/chiiiki_ruikei/setsumei.html">https://www.maaff.go.jp/3/tokei/chiiiki_ruikei/setsumei.html</a>】          3. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p>	施工地域区分	工種区分	適用条件	補正係数	適用優先	一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	1	橋梁保全工事	市街地 (DID 補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	橋梁保全工事	市街地 (DID 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における持地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.0	6	中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	7
施工地域区分	工種区分	適用条件	補正係数	適用優先																																																																																																												
一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																															
一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	1																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																															
市街地 (DID 補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																															
市街地 (DID 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																																																												
一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																																																																												
	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）																																																																																																															
一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4																																																																																																												
	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）																																																																																																															
市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																																																																												
離 島	全ての工種（※）		1.0	6																																																																																																												
中山間地域	河川・道路構造物工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	7																																																																																																												
施工地域区分	工種区分	適用条件	補正係数	適用優先																																																																																																												
一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																															
一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	1																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																															
市街地 (DID 補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																															
市街地 (DID 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																																																												
一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																																																																												
	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）																																																																																																															
一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4																																																																																																												
	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）																																																																																																															
市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																																																																												
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における持地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.0	6																																																																																																												
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	7																																																																																																												

## 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p><b>13-17</b>                      第13編 農業農村整備                      第1章 総則                      [2] 独自基準                      ②工事費の積算                      別表6 現場管理費率の補正</p>	<p style="color: red;">前のページから移行</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="font-size: small;">                             その他〔細部運用〕                              ①補正值は、現場条件の変更により設計変更ができる                         </p> </div>

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）																		
<p>13-21 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑨土木請負工事における 現場環境改善費の積算 3 積算方法</p>	<p>⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算（令和5年5月31日まで適用）</p> <p>1 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とする。</p> <p>3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。 ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 <math display="block">K = i \cdot P_i + \alpha</math> ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） P<sub>i</sub>：対象額（直接工事費〔処分費等を除く〕＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" data-bbox="528 740 1196 884"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額：P<sub>i</sub></th> <th>現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額</td> <td>5億円以下の場合</td> <td><math>i=1674.2 \cdot P_i^{0.4356}</math></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円を超える場合</td> <td><u>0.27</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 実施内容が、標準的な現場環境改善で5項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でない判断されるものの費用である。</p> <p>エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（P<sub>i</sub>）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>(3) その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）（案）」による。</p>	対象額：P <sub>i</sub>		現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i=1674.2 \cdot P_i^{0.4356}$		5億円を超える場合	<u>0.27</u>	<p>⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とする。</p> <p>3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。 ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 <math display="block">K = i \cdot P_i + \alpha</math> ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） P<sub>i</sub>：対象額（直接工事費〔処分費等を除く〕＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" data-bbox="1326 740 1993 884"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額：P<sub>i</sub></th> <th>現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額</td> <td>5億円以下の場合</td> <td><math>i=261.7 \cdot P_i^{0.3279}</math></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円を超える場合</td> <td><u>0.37</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 実施内容が、標準的な現場環境改善で5項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でない判断されるものの費用である。</p> <p>エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（P<sub>i</sub>）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>(3) その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）（案）」による。</p>	対象額：P <sub>i</sub>		現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i=261.7 \cdot P_i^{0.3279}$		5億円を超える場合	<u>0.37</u>
対象額：P <sub>i</sub>		現場環境改善費率：i（％）																		
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i=1674.2 \cdot P_i^{0.4356}$																		
	5億円を超える場合	<u>0.27</u>																		
対象額：P <sub>i</sub>		現場環境改善費率：i（％）																		
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i=261.7 \cdot P_i^{0.3279}$																		
	5億円を超える場合	<u>0.37</u>																		



令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>13-23 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</p>	<p>⑩ 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p> <p>受注者の責めに帰すことができないものにより、<u>工事の施工を一時中止</u>（以下「中止」という。）をした場合の増加費用等の負担については、建設工事請負契約書により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算について、下記によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象工事 (1) 発注者が、建設工事請負契約書により必要があると認め、設計図書の変更を行い、<u>一時中止</u>を行う工事とする。</p> <p>2 この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 現場搬入済の材料、機械等・・・中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等 (2) 期間要素を考慮して・・・中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（打合せ指示内容を含む。以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取り扱われている材料、機械等</p> <p>3 請負代金額又は工期の変更 工事の<u>一時中止</u>をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。</p> <p>4 工事を中止させる場合の指示等 発注者は、工事を中止させる場合においては、中止の対象となる工事内容、工事区域及び中止期間の見通し等を受注者に通知するとともに、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等を指示するものとする。</p> <p>5 基本計画書 (1) 受注者は、工事を中止した場合においては、下記事項を明らかにした中止期間の工事現場の維持・管理等に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。 ア 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具 イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画 ウ 中止期間における工事現場の維持管理計画 エ 工事の再開準備計画 (2) 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。 (3) 受注者は、基本計画書の承諾を得た後において、発注者が新たに指示等をした事項又は受発注者協議により発注者が必要と認めた事項を反映した基本計画書を提出し発注者の承諾を得るものとする。 (4) 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。</p> <p>6 工期短縮計画書 (1) 発注者は、中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。 (2) 受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。 (3) 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。</p> <p>7 中止に伴う増加費用 (1) 中止に伴う増加費用の算定は、受注者が工事現場の維持等に要した費用の明細書（以下「明細書」という。）を基本計画書に基づき実施した結果として要した費用により作成し、これに基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。 (2) 増加費用の各構成費目は、原則として、中止に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。 (3) 中止に伴い発注者が新たに受取対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。</p>	<p>⑩ 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</p> <p>受注者の責めに帰すことができないものにより、<u>設計図書の変更等に伴う一時中止や工期を延長</u>（以下「中止等」という。）した場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象工事 (1) 発注者が、建設工事請負契約書により必要があると認め、設計図書の変更を行い、<u>中止等</u>を行う工事とする。</p> <p>2 この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 現場搬入済の材料、機械等・・・中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等 (2) 期間要素を考慮して・・・中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（打合せ指示内容を含む。以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取り扱われている材料、機械等</p> <p>3 請負代金額又は工期の変更 工事の<u>中止等</u>をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。</p> <p>4 工事を中止させる場合の指示等 発注者は、工事を中止させる場合においては、中止の対象となる工事内容、工事区域及び中止期間の見通し等を受注者に通知するとともに、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等を指示するものとする。</p> <p>5 基本計画書 (1) 受注者は、工事を中止した場合においては、下記事項を明らかにした中止期間の工事現場の維持・管理等に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。 ア 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具 イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画 ウ 中止期間における工事現場の維持管理計画 エ 工事の再開準備計画 (2) 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。 (3) 受注者は、基本計画書の承諾を得た後において、発注者が新たに指示等をした事項又は受発注者協議により発注者が必要と認めた事項を反映した基本計画書を提出し発注者の承諾を得るものとする。 (4) 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。</p> <p>6 工期短縮計画書 (1) 発注者は、中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。 (2) 受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。 (3) 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。</p> <p>7 中止等に伴う増加費用 (1) <u>中止等</u>に伴う増加費用の算定は、受注者が工事現場の維持等に要した費用の明細書（以下「明細書」という。）を基本計画書に基づき実施した結果として要した費用により作成し、これに基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。 (2) 増加費用の各構成費目は、原則として、中止等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。 (3) 中止等に伴い発注者が新たに受取対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>13-24 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止等に伴う 増加費用の積算</p>	<p>8 増加費用の考え方 (1) 本工事施工中に中止した場合の費用 増加費用の適用は、中止に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び中止により工期延期となる場合の費用及び工期短縮を行った場合の費用とする。 ア 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴う工事現場の維持又は工事の再開に備えた機械器具、労働者及び現場常駐の従業員（専門職を含む。以下同じ。）の保持に必要となる費用等とする。 イ 工事現場の体制の縮小に要する費用 工事現場の体制の縮小に要する費用とは、中止指示時点における工事現場の体制から中止期間中における工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労働者及び現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。 ウ 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労働者及び現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。 エ 中止により工期延期となる場合の費用 中止等となる場合の費用とは、<u>工期延期</u>となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。 オ 工期短縮を行った場合の費用 工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。 (2) 契約後準備工着手前に中止した場合 ア 契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板が未設置であり、材料等が未手配の状態で、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。 イ 発注者は、契約後準備工着手前に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。 ウ 中止に伴う増加費用は計上しない。 (3) 準備工期間中に中止した場合の費用 ア 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。 イ 発注者は、準備工期間中に本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知する。 ウ 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者が協議して決定する。</p> <p>9 増加費用の設計書における取扱い 増加費用は、工事の設計書の中に「<u>中止期間中の現場維持等の費用</u>」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。</p> <p>10 増加費用の事務処理上の取扱い (1) 増加費用は、原契約と同一の予算科目をもって、設計変更の例にならない、変更契約するものとする。 (2) 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。 (3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行うものとする。</p> <p>11 増加費用の構成 中止に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p>	<p>8 増加費用の考え方 (1) 本工事施工中に中止等をした場合の費用 増加費用の適用は、<u>中止等</u>に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び<u>中止等</u>により工期延期となる場合の費用及び工期短縮を行った場合の費用とする。 ア 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、<u>中止等</u>に伴う工事現場の維持又は工事の再開に備えた機械器具、労働者及び現場常駐の従業員（専門職を含む。以下同じ。）の保持に必要となる費用等とする。 イ 工事現場の体制の縮小に要する費用 工事現場の体制の縮小に要する費用とは、中止指示時点における工事現場の体制から中止期間中における工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労働者及び現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。 ウ 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労働者及び現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。 エ <u>中止等</u>となる場合の費用 中止等となる場合の費用とは、<u>中止等</u>となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。 オ 工期短縮を行った場合の費用 工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。 (2) 契約後準備工着手前に中止等をした場合 ア 契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板が未設置であり、材料等が未手配の状態で、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。 イ 発注者は、契約後準備工着手前に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止等を受注者に通知する。 ウ <u>中止等</u>に伴う増加費用は計上しない。 (3) 準備工期間中に中止等をした場合の費用 ア 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。 イ 発注者は、準備工期間中に本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止等を受注者に通知する。 ウ 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者が協議して決定する。</p> <p>9 増加費用の設計書における取扱い 増加費用は、工事の設計書の中に「<u>中止等に伴う現場維持等の費用</u>」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。</p> <p>10 増加費用の事務処理上の取扱い (1) 増加費用は、原契約と同一の予算科目をもって、設計変更の例にならない、変更契約するものとする。 (2) 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。 (3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行うものとする。</p> <p>11 増加費用の構成 中止等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p>

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>13-25 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手を対象に算定することとし、算定方法は、工事の工期延長等の期間が3か月以内は標準積算により算定し、工事の工期延長等の期間が3か月を超える場合など、標準積算により難い場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議して増加費用を算定する。</p> <p>12 中止に伴う現場維持等に要する費用 (1) 中止に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※積上げ項目 運搬費及び営繕費については、別表の率に別途加算できる項目を対象に積上げとする。</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手を対象に算定することとし、算定方法は、工事の中止等の期間が3か月以内は標準積算により算定し、工事の中止等の期間が3か月を超える場合など、標準積算により難い場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議して増加費用を算定する。</p> <p>12 中止等に伴う現場維持等に要する費用 (1) 中止等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※積上げ項目 運搬費及び営繕費については、別表の率に別途加算できる項目を対象に積上げとする。</p>

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>13-26 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止等に伴う 増加費用の積算</p>	<p>(2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 現場における増加費用</p> <p>(ア) 材料費</p> <p>a 材料の保管等の費用 工事を中止したために、元設計の直接工事費の計上されている現場搬入済の材料を発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の材料の保管料及び入出庫手数料とする。 なお、保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。</p> <p>b 他の工事現場へ転用した材料の運搬費 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の材料の運搬費用とする。 なお、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。</p> <p>c 直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止に伴う損料額及び補修費用とする。 なお、費用に当たっては次式により算定する。 材料損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当り損料</p> <p>(イ) 労務費</p> <p>a 工事現場の維持に必要な労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとする。 ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり受発注者協議により工事現場に労働者を常駐させた場合はその費用とする。 なお、現場に労働者を常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。 労務費＝延人員×職種別労務単価</p> <p>b 他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合の本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の労務費用とする。 なお、本来の職種外の作業に従事した場合の単価差額は、次式により算定する。 単価差額＝延人員×（本来職種労務単価－従事した職種労務単価）</p> <p>(ウ) 水道光熱電力料 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用とする。</p> <p>(エ) 機械経費</p> <p>a 工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用とする。 (a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立、解体費を含む。）が工事現場に存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立、解体費、賃料・損料、管理費を含む）とする。 なお、工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。 機械存置費＝中止期間×供用1日当り損料 (b) 発注者が工事現場の維持のため必要があると認めて指示した機械の運転に要する費用とする。</p> <p>(オ) 仮設費</p> <p>a 仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮しているものと同等と認められる仮設諸機材の中止に係る損料及び維持補修の増加費用とする。 なお、損料算定に当たっては、次式により算定するとともに、仮設諸機材の維持補修費は、必要に応じて計上する。</p>	<p>(2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 現場における増加費用</p> <p>(ア) 材料費</p> <p>a 材料の保管等の費用 工事を中止等したために、元設計の直接工事費の計上されている現場搬入済の材料を発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の材料の保管料及び入出庫手数料とする。 なお、保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。</p> <p>b 他の工事現場へ転用した材料の運搬費 工事を中止等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の材料の運搬費用とする。 なお、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。</p> <p>c 直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止等に伴う損料額及び補修費用とする。 なお、費用に当たっては次式により算定する。 材料損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当り損料</p> <p>(イ) 労務費</p> <p>a 工事現場の維持に必要な労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとする。 ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり受発注者協議により工事現場に労働者を常駐させた場合はその費用とする。 なお、現場に労働者を常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。 労務費＝延人員×職種別労務単価</p> <p>b 他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合の本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の労務費用とする。 なお、本来の職種外の作業に従事した場合の単価差額は、次式により算定する。 単価差額＝延人員×（本来職種労務単価－従事した職種労務単価）</p> <p>(ウ) 水道光熱電力料 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用とする。</p> <p>(エ) 機械経費</p> <p>a 工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用とする。 (a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立、解体費を含む。）が工事現場に存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立、解体費、賃料・損料、管理費を含む）とする。 なお、工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。 機械存置費＝中止等期間×供用1日当り損料 (b) 発注者が工事現場の維持のため必要があると認めて指示した機械の運転に要する費用とする。</p> <p>(オ) 仮設費</p> <p>a 仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮しているものと同等と認められる仮設諸機材の中止等に係る損料及び維持補修の増加費用とする。 なお、損料算定に当たっては、次式により算定するとともに、仮設諸機材の維持補修費は、必要に応じて計上する。</p>

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p><b>13-27</b>  <b>第13編 農業農村整備</b>  <b>第1章 総則</b>  <b>[2] 独自基準</b>  <b>⑩工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</b></p>	<p>仮設諸機材の損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当り損料</p> <p>b 仮設材料の損料          現場搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が、工事現場に存置する費用を上回ることにより工事現場に存置することとした仮設材料の中止に係る損料とする。          なお、損料算定に当たっては、上記aに準じて行うこととする。</p> <p>c 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用          元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労務を含む。）とする。          なお、費用に当たっては、積算基準により算定するものとする。</p> <p>d 中止等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用とする。</p> <p>(カ) 事業損失防止施設費          仮設費に準じて積算した費用とする。</p> <p>(キ) 運搬費          a 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用          中止の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用とする。</p> <p>b 大型機械類等の現場内運搬          元設計に計上した機械類、資材等のうち、中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用とする。</p> <p>(ク) 準備費          現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け及び工事の再開のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る費用とする。</p> <p>(ケ) 安全費          a 既存の安全施設等に係る費用          中止の要因発生以前に工事現場に設置済の安全施設等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の中止に伴う損料及び維持補修の費用とする。</p> <p>b 新たに必要になった安全施設等に要する費用          元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）とする。</p> <p>(コ) 役務費          a 材料置場等の敷地の借上げ料          元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約等に要した追加費用とする。          なお、元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。</p> $\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$ <p>b 用水・電力等の基本料金          元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間の基本料金とする。</p>	<p>仮設諸機材の損料＝中止等期間×供用1日（又は1月）当り損料</p> <p>b 仮設材料の損料          現場搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が、工事現場に存置する費用を上回ることにより工事現場に存置することとした仮設材料の中止等に係る損料とする。          なお、損料算定に当たっては、上記aに準じて行うこととする。</p> <p>c 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用          元設計には計上されていないが、中止等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労務を含む。）とする。          なお、費用に当たっては、積算基準により算定するものとする。</p> <p>d 中止等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用とする。</p> <p>(カ) 事業損失防止施設費          仮設費に準じて積算した費用とする。</p> <p>(キ) 運搬費          a 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用          中止等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用とする。</p> <p>b 大型機械類等の現場内運搬          元設計に計上した機械類、資材等のうち、中止等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用とする。</p> <p>(ク) 準備費          現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け及び工事の再開のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る費用とする。</p> <p>(ケ) 安全費          a 既存の安全施設等に係る費用          中止等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全施設等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の中止等に伴う損料及び維持補修の費用とする。</p> <p>b 新たに必要になった安全施設等に要する費用          元設計には計上されていないが、中止等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）とする。</p> <p>(コ) 役務費          a 材料置場等の敷地の借上げ料          元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約等に要した追加費用とする。          なお、元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。</p> $\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$ <p>b 用水・電力等の基本料金          元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止等期間の基本料金とする。</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>13-28 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</p>	<p>(サ) 技術管理費 原則として計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。 なお、元設計において積上げ計上されている機器等の損料については、(カ)に準じて算定する。</p> <p>(シ) 営繕費 中止の要因発生以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる営繕施設又は共通仮設費率の対象となる営繕施設の中止に係る維持費、補修費、損料額、営繕費及び労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用とする。 なお、元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。 営繕損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当り損料及び維持補修費</p> <p>(ス) 労務者輸送費 元設計が営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。</p> <p>(セ) 労務管理費 a 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 中止によって遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社又は下請会社が直接賃金を支給し、かつ当該工事現場に相当期間の契約で常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（通勤者も含む。以下「専従的労務者」という。）とする。 b 解雇又は休業手当に要する費用 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用とする。</p> <p>(ソ) 従業員給料手当 中止期間中等の工事現場の維持等のために受発注者協議により定めた次の費用とする。 a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用とする。 b 中止の要因発生時点において現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用とする。 c 工事現場の維持体制から工事を再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。 d 中止となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。</p> <p>(タ) 福利厚生費等 現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用とする。</p> <p>(チ) 地代 現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用とする。</p> <p>イ 本支店における増加費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用とする。 なお、費用に当たっては、元設計の費用に中止に伴う増加費用を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定することとする。</p> <p>ウ 消費税相当額 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用とする。</p>	<p>(サ) 技術管理費 原則として計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。 なお、元設計において積上げ計上されている機器等の損料については、(カ)に準じて算定する。</p> <p>(シ) 営繕費 中止等の要因発生以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる営繕施設又は共通仮設費率の対象となる営繕施設の中止等に係る維持費、補修費、損料額、営繕費及び労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用とする。 なお、元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。 営繕損料＝中止等期間×供用1日（又は1月）当り損料及び維持補修費</p> <p>(ス) 労務者輸送費 元設計が営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。</p> <p>(セ) 労務管理費 a 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 中止等によって遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社又は下請会社が直接賃金を支給し、かつ当該工事現場に相当期間の契約で常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（通勤者も含む。以下「専従的労務者」という。）とする。 b 解雇又は休業手当に要する費用 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用とする。</p> <p>(ソ) 従業員給料手当 中止等期間中の工事現場の維持等のために受発注者協議により定めた次の費用とする。 a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用とする。 b 中止の要因発生時点において現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用とする。 c 工事現場の維持体制から工事を再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。 d 中止等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。</p> <p>(タ) 福利厚生費等 現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止等期間中の費用とする。</p> <p>(チ) 地代 現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止等期間中の費用とする。</p> <p>イ 本支店における増加費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用とする。 なお、費用に当たっては、元設計の費用に中止等に伴う増加費用を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定することとする。</p> <p>ウ 消費税相当額 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用とする。</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>13-29 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</p>	<p>(3) 中止に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。  <math display="block">G = d g \times J + \alpha</math>                     ただし、                      G：中止に伴う現場維持等の費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）                      dg：中止に係る現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め）                      J：対象額（中止時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て）                      α：積上げ費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）                      ここで、中止に伴い増加する現場経費率 dg は次式によるものとする。  <math display="block">d g = A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}</math>                     ただし、                      dg：中止に伴い増加する現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め）                      J：対象額（中止時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て）                      N：中止日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（単位：日）                      ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う<u>工期延長</u>等日数                      R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）                      A：工種ごとに決まる係数（別表）                      B："                      a："                      b："</p>	<p>(3) 中止等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。  <math display="block">G = d g \times J + \alpha</math>                     ただし、                      G：中止等に伴う現場維持等の費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）                      dg：中止等に係る現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め）                      J：対象額（中止等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て）                      α：積上げ費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）                      ここで、中止等に伴い増加する現場経費率 dg は次式によるものとする。  <math display="block">d g = A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}</math>                     ただし、                      dg：中止等に伴い増加する現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め）                      J：対象額（中止等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て）                      N：中止等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（単位：日）                      ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う<u>中止</u>等日数                      R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）                      A：工種ごとに決まる係数（別表）                      B："                      a："                      b："</p>

## 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p><b>13-31</b> 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑭ その他</p>	<p>⑪ 施工箇所が点在する工事の積算 「建設工事積算基準第1編第11章施工箇所が点在する工事の積算」による。</p> <p>⑫ 1日未満で完了する作業の積算 「建設工事積算基準第1編第12章1日未満で完了する作業の積算」による。</p> <p>⑬ 設計変更 「建設工事積算基準第1編第13章設計変更」による。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>⑭ その他 「建設工事積算基準第1編第14章その他」による。</p> </div> <p style="color: red; margin-left: 20px;">(次のページへ移行)</p>	<p>⑪ 施工箇所が点在する工事の積算 「建設工事積算基準第1編第11章施工箇所が点在する工事の積算」による。</p> <p>⑫ 1日未満で完了する作業の積算 「建設工事積算基準第1編第12章1日未満で完了する作業の積算」による。</p> <p>⑬ 設計変更 「建設工事積算基準第1編第13章設計変更」による。</p>



令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>13-32 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑭その他</p>		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>⑭ その他 <span style="float: right;">(新設)</span></p> <p>・工期、水替日数及び供用日数</p> <p>1-1 工期日数の算定</p> <p>工期の設定は、4週8休（週休2日制）として算定する。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p>不稼働日数 = 雨休日数 + その他（出水期、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等））</p> <p>※雨休日数：施工に必要な実日数 × 雨休率（a...0.8）</p> <p>※雨休率：休日（土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日））と降雨降雪日の年間の発生率。降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量が10mm以上1日の日。</p> <p>(1) 積み上げ方式による工期設定</p> <p>①原則、積み上げ方式にて工期設定を行うものとする。この場合、準備期間、後片付け期間については、別表1のとおりとする。なお、別表1に記載がない工種区分については、準備期間40日、後片付け期間20日をそれぞれ最低必要日数として工事内容等に合わせて設定すること。</p> <p>②施工に必要な実日数の算定にあたっては、各作業の工事数量を、建設工事積算基準「第1編第17章①作業日当り標準作業量」及び「第1編第17章②市場単価の1日当り標準施工量」等に記載されている作業日当り標準作業量で除し、不稼働日数を加えて延べ日数を算出し、施工順序を考慮して算出することを標準とする。ただし、通年行うべき保守（維持）工事等は除く。</p> <p>③積み上げ方式により工期設定する場合は、これまでの同種類似工事で実際にかかった工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する（目安としては、実績値の-10%以上乖離した場合に設計工程等を確認する）。下記の標準工期試算式（参考値）を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり、この日数を参考とする。</p> <p style="text-align: center;">【標準工期試算式（参考値）】</p> <math display="block">T = A \times P^b</math> <p style="text-align: center;">T： 総工期（準備、後片付け含む） P： 直接工事費（単位：円） A, b： 係数（別表2）</p> <p>(2) 簡便式による工期設定</p> <p>①やむを得ず積み上げ方式で工期設定を行えない場合、直接工事費が1億円未満の工事については、総工期を下記算定式により算出することができる。</p> <p style="text-align: center;">総工期の算定式</p> <math display="block">T = A \times P^b \times 1.21</math> <p style="text-align: center;">T： 総工期（準備、後片付け含む） P： 直接工事費（単位：円） A, b： 係数（別表2）</p> </div>

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）																																																																																															
<p><b>13-33</b> 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑭ その他</p>		<p style="text-align: right; color: red;">(新設)</p> <p>(3) 工期算定における留意事項</p> <p>① 工期算定にあたっては、出水期等の作業不能日数、現場状況（地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況、支障物件の移転状況）を考慮して必要な日数を見込むこと。</p> <p>② 工期の設定について、事業により別の定めがあるものについては、その方法によること。</p> <p>③ コンクリートを使用する工事の純工期は、最低40日とする。</p> <p>④ 工期日数の1日未満は切り上げとする。</p> <p style="text-align: center;">別表1 準備・後片付け期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="2">準備期間</th> <th colspan="2">後片付け期間</th> </tr> <tr> <th>日数</th> <th>備考</th> <th>日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>40日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>40日</td> <td>プレテン桁を含む</td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>40日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>40日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>***日</td> <td>※注1</td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P C橋工事</td> <td>70日</td> <td>支承製作を含む※注2</td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>60日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舗装工事（新設）</td> <td>50日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舗装工事（修繕）</td> <td>60日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同溝等工事</td> <td>80日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>80日</td> <td>トンネル仮設備（プラント等）設置期間は含まない</td> <td>30日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>40日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>50日</td> <td>通年維持工事は除く</td> <td>20日</td> <td>通年維持工事は除く</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>40日</td> <td>通年維持工事は除く</td> <td>20日</td> <td>通年維持工事は除く</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>90日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※注1、鋼橋架設工事については、下表の橋梁形式、重量に応じた日数を選択すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">橋梁形式</th> <th colspan="3">重量(t)</th> </tr> <tr> <th>W ≤ 500</th> <th>500 &lt; W ≤ 1250</th> <th>1250 &lt; W ≤ 2000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桁等</td> <td>112日 <small>（照査23日+材料手配90日）</small></td> <td>157日 <small>（照査45日+材料手配112日）</small></td> <td>202日 <small>（照査67日+材料手配135日）</small></td> </tr> </tbody> </table> <p>桁等・・・（一社）日本橋梁建設協会HPでは、「桁等（合理化桁含む）」「箱桁（鋼床版含む）」に分類されるが全て上記日数と同じ。</p> <p>※注2、P C橋工事 支承製作が実作業着手に影響がある場合、影響がない場合のどちらにも適用する。 なお、支承製作は水平分散ゴム支承、免震支承（高減衰ゴム）、機能分離支承を想定しており、鋼製支承、免震支承（鉛プラグ入り）、その他特殊な支承の場合や、メッキ以外の防錆処理（塗装、金属溶射）を行う場合は別途考慮する。</p>	工種区分	準備期間		後片付け期間		日数	備考	日数	備考	河川工事	40日		20日		河川・道路構造物工事	40日	プレテン桁を含む	20日		海岸工事	40日		20日		道路改良工事	40日		20日		鋼橋架設工事	***日	※注1	20日		P C橋工事	70日	支承製作を含む※注2	20日		橋梁保全工事	60日		20日		舗装工事（新設）	50日		20日		舗装工事（修繕）	60日		20日		共同溝等工事	80日		20日		トンネル工事	80日	トンネル仮設備（プラント等）設置期間は含まない	30日		砂防・地すべり等工事	40日		20日		道路維持工事	50日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く	河川維持工事	40日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く	電線共同溝工事	90日		20日		橋梁形式	重量(t)			W ≤ 500	500 < W ≤ 1250	1250 < W ≤ 2000	桁等	112日 <small>（照査23日+材料手配90日）</small>	157日 <small>（照査45日+材料手配112日）</small>	202日 <small>（照査67日+材料手配135日）</small>
工種区分	準備期間			後片付け期間																																																																																													
	日数	備考	日数	備考																																																																																													
河川工事	40日		20日																																																																																														
河川・道路構造物工事	40日	プレテン桁を含む	20日																																																																																														
海岸工事	40日		20日																																																																																														
道路改良工事	40日		20日																																																																																														
鋼橋架設工事	***日	※注1	20日																																																																																														
P C橋工事	70日	支承製作を含む※注2	20日																																																																																														
橋梁保全工事	60日		20日																																																																																														
舗装工事（新設）	50日		20日																																																																																														
舗装工事（修繕）	60日		20日																																																																																														
共同溝等工事	80日		20日																																																																																														
トンネル工事	80日	トンネル仮設備（プラント等）設置期間は含まない	30日																																																																																														
砂防・地すべり等工事	40日		20日																																																																																														
道路維持工事	50日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く																																																																																													
河川維持工事	40日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く																																																																																													
電線共同溝工事	90日		20日																																																																																														
橋梁形式	重量(t)																																																																																																
	W ≤ 500	500 < W ≤ 1250	1250 < W ≤ 2000																																																																																														
桁等	112日 <small>（照査23日+材料手配90日）</small>	157日 <small>（照査45日+材料手配112日）</small>	202日 <small>（照査67日+材料手配135日）</small>																																																																																														

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）																																										
<p><b>13-34</b> 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑭ その他</p>		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">別表2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">工種</th> <th style="width: 25%;">A</th> <th style="width: 25%;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>6.5</td><td>0.1981</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>1.0</td><td>0.3102</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>0.6</td><td>0.3265</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>2.2</td><td>0.2637</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>4.5</td><td>0.2373</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>0.9</td><td>0.3154</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>9.9</td><td>0.1753</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>4.6</td><td>0.2263</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>19.9</td><td>0.1422</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>20.1</td><td>0.1436</td></tr> <tr><td>下水道1工事</td><td>0.2</td><td>0.4044</td></tr> <tr><td>下水道2工事</td><td>1.5</td><td>0.2817</td></tr> <tr><td>下水道3工事</td><td>1.5</td><td>0.2934</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">(新設)</p> <p>1-2 水替日数の算定 排水期間中のポンプの運転日数（水替日数）は、工事の規模、現場の状況などから、積み上げて算出するものとする。 ただし、水替日数について、別に定めのある事業については、その定めによるものとする。</p> <p>1-3 供用日数の算定 供用日当たりで計上する仮設材質料・器材損料及び建設機械賃料等の積算に当たっては、下記によるものとする。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="margin: 5px 0;"> <math display="block">\text{供用日数} = \text{施工に必要な実日数} + \text{不稼働日数}</math> </div> </div> </div>	工種	A	b	河川工事	6.5	0.1981	河川・道路構造物工事	1.0	0.3102	海岸工事	0.6	0.3265	道路改良工事	2.2	0.2637	鋼橋架設工事	4.5	0.2373	P C 橋工事	0.9	0.3154	舗装工事	9.9	0.1753	砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263	道路維持工事	19.9	0.1422	河川維持工事	20.1	0.1436	下水道1工事	0.2	0.4044	下水道2工事	1.5	0.2817	下水道3工事	1.5	0.2934
工種	A	b																																										
河川工事	6.5	0.1981																																										
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102																																										
海岸工事	0.6	0.3265																																										
道路改良工事	2.2	0.2637																																										
鋼橋架設工事	4.5	0.2373																																										
P C 橋工事	0.9	0.3154																																										
舗装工事	9.9	0.1753																																										
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263																																										
道路維持工事	19.9	0.1422																																										
河川維持工事	20.1	0.1436																																										
下水道1工事	0.2	0.4044																																										
下水道2工事	1.5	0.2817																																										
下水道3工事	1.5	0.2934																																										

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																										
<p>13-35 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑬請負工事機械経費積算要領</p>	<p>⑮ 請負工事機械経費積算要領</p> <p>「建設工事積算基準第1編第15章請負工事機械経費積算要領」による。 ①請負工事機械経費積算要領について 1-5建設機械等損料表に記載のない機械経費については(表-1)による。 ②建設用仮設材損料算定基準について 2-3「仮設材(仮排水路)損料率の取扱いについて」は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <caption>仮設材の損料率</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">仮設名</th> <th rowspan="2">仮設材名</th> <th colspan="5">設置期間別1現場当たり損料率(%)</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>1ヶ月未満</th> <th>3ヶ月未満</th> <th>6ヶ月未満</th> <th>1年未満</th> <th>2年未満</th> <th>3年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土仮締留切橋場係等防護柵等</td> <td>木材</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>75</td> <td>100</td> <td>A条件</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>50</td> <td>65</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>B条件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給排水仮廻し水路等</td> <td>鋼材</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合成樹脂管・ホース</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>55</td> <td>65</td> <td>75</td> <td>85</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保安施設等</td> <td>鋼管・ガス管</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製コルゲートパイプ</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>55</td> <td>65</td> <td>75</td> <td>85</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリート管</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>シート</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロープ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 摘要欄のA条件、B条件の判定は次による。 A条件：足場、支保、防護柵(岩砕の飛散を受けない)等、通常の条件で使用する場合。 B条件：土留、仮締切、仮橋、防護柵(岩砕の飛散を受ける)等、過酷な条件で使用する場合。 2. 木材で再使用不可能な場合、又は長さ2m未満の木材を使用する場合は、全損扱いでよい。 3. 土留等の仮設におけるボルト、カスガイ、釘、鉄線等は全損扱いでよい。 4. タイロッドは1工事全損としスクラップ控除とする。 5. 合成樹脂管・ホースは、硬質ポリ塩化ビニル管・塩化ビニルホース・高密度ポリエチレン管を対象とする。 6. 上表は「土地改良工事積算基準(機械経費)土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準」に示す資材以外に適用する。 ⑮建設用仮設材積算基準について たて込み簡易土留機材を下記のとおり追加する。 ○使用回数・・・たて込みから引抜きまでを1回として算定する。 ○賃料の積算方法 たて込み簡易土留機材の賃料=(市場価格×供用日数+1現場当たり修理費及び損料費)×使用数量 ○修理費及び損料費</p> <table border="1"> <caption>たて込み簡易土留機材修理費及び損料費表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1現場当たり修理費及び損料費</th> </tr> <tr> <th>掘削幅3m未満 (円/n)</th> <th>掘削幅3m以上4.7m未満 (円/n)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たて込み簡易土留機材 (1セット30m)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深さ1.5m以上3.5m以下</td> <td>310</td> <td>430</td> </tr> <tr> <td>深さ3.5mを超え6.0m以下 (1セット15m)</td> <td>390</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>深さ1.5m以上3.5m以下</td> <td>400</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	仮設名	仮設材名	設置期間別1現場当たり損料率(%)					摘要	1ヶ月未満	3ヶ月未満	6ヶ月未満	1年未満	2年未満	3年未満	土仮締留切橋場係等防護柵等	木材	15	25	40	50	75	100	A条件	"	50	65	80	100	100	100	B条件	給排水仮廻し水路等	鋼材	10	10	20	30	50	70		合成樹脂管・ホース	30	45	55	65	75	85		保安施設等	鋼管・ガス管	10	10	20	30	—	—		鋼製コルゲートパイプ	30	45	55	65	75	85			コンクリート管				50					シート				30					ロープ				20				区分	1現場当たり修理費及び損料費		掘削幅3m未満 (円/n)	掘削幅3m以上4.7m未満 (円/n)	たて込み簡易土留機材 (1セット30m)			深さ1.5m以上3.5m以下	310	430	深さ3.5mを超え6.0m以下 (1セット15m)	390	500	深さ1.5m以上3.5m以下	400	—	<p>⑮ 請負工事機械経費積算要領</p> <p>「建設工事積算基準第1編第15章請負工事機械経費積算要領」による。 ①請負工事機械経費積算要領について 1-5建設機械等損料表に記載のない機械経費については(表-1)による。 ②建設用仮設材損料算定基準について 2-3「仮設材(仮排水路)損料率の取扱いについて」は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <caption>仮設材の損料率</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">仮設名</th> <th rowspan="2">仮設材名</th> <th colspan="5">設置期間別1現場当たり損料率(%)</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>1ヶ月未満</th> <th>3ヶ月未満</th> <th>6ヶ月未満</th> <th>1年未満</th> <th>2年未満</th> <th>3年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土仮締留切橋場係等防護柵等</td> <td>木材</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>75</td> <td>100</td> <td>A条件</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>70</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>B条件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給排水仮廻し水路等</td> <td>鋼材</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合成樹脂管・ホース</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>55</td> <td>65</td> <td>75</td> <td>85</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保安施設等</td> <td>鋼管・ガス管</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製コルゲートパイプ</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>55</td> <td>65</td> <td>75</td> <td>85</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリート管</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>シート</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロープ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 摘要欄のA条件、B条件の判定は次による。 A条件：足場、支保、防護柵(岩砕の飛散を受けない)等、通常の条件で使用する場合。 B条件：土留、仮締切、仮橋、防護柵(岩砕の飛散を受ける)等、過酷な条件で使用する場合。 2. 木材で再使用不可能な場合、又は長さ2m未満の木材を使用する場合は、全損扱いでよい。 3. 土留等の仮設におけるボルト、カスガイ、釘、鉄線等は全損扱いでよい。 4. タイロッドは1工事全損としスクラップ控除とする。 5. 合成樹脂管・ホースは、硬質ポリ塩化ビニル管・塩化ビニルホース・高密度ポリエチレン管を対象とする。 6. 上表は「土地改良工事積算基準(機械経費)土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準」に示す資材以外に適用する。 ⑮建設用仮設材積算基準について たて込み簡易土留機材を下記のとおり追加する。 ○使用回数・・・たて込みから引抜きまでを1回として算定する。 ○賃料の積算方法 たて込み簡易土留機材の賃料=(市場価格×供用日数+1現場当たり修理費及び損料費)×使用数量 ○修理費及び損料費</p> <table border="1"> <caption>たて込み簡易土留機材修理費及び損料費表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1現場当たり修理費及び損料費</th> </tr> <tr> <th>掘削幅3m未満 (円/n)</th> <th>掘削幅3m以上4.7m未満 (円/n)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たて込み簡易土留機材 (1セット30m)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深さ1.5m以上3.5m以下</td> <td>330</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>深さ3.5mを超え6.0m以下 (1セット15m)</td> <td>410</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>深さ1.5m以上3.5m以下</td> <td>430</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	仮設名	仮設材名	設置期間別1現場当たり損料率(%)					摘要	1ヶ月未満	3ヶ月未満	6ヶ月未満	1年未満	2年未満	3年未満	土仮締留切橋場係等防護柵等	木材	15	25	40	50	75	100	A条件	"	60	60	70	90	100	100	B条件	給排水仮廻し水路等	鋼材	10	10	20	30	50	70		合成樹脂管・ホース	30	45	55	65	75	85		保安施設等	鋼管・ガス管	10	10	20	30	—	—		鋼製コルゲートパイプ	30	45	55	65	75	85			コンクリート管				50					シート				30					ロープ				20				区分	1現場当たり修理費及び損料費		掘削幅3m未満 (円/n)	掘削幅3m以上4.7m未満 (円/n)	たて込み簡易土留機材 (1セット30m)			深さ1.5m以上3.5m以下	330	440	深さ3.5mを超え6.0m以下 (1セット15m)	410	540	深さ1.5m以上3.5m以下	430	—
仮設名	仮設材名			設置期間別1現場当たり損料率(%)						摘要																																																																																																																																																																																																																		
		1ヶ月未満	3ヶ月未満	6ヶ月未満	1年未満	2年未満	3年未満																																																																																																																																																																																																																					
土仮締留切橋場係等防護柵等	木材	15	25	40	50	75	100	A条件																																																																																																																																																																																																																				
	"	50	65	80	100	100	100	B条件																																																																																																																																																																																																																				
給排水仮廻し水路等	鋼材	10	10	20	30	50	70																																																																																																																																																																																																																					
	合成樹脂管・ホース	30	45	55	65	75	85																																																																																																																																																																																																																					
保安施設等	鋼管・ガス管	10	10	20	30	—	—																																																																																																																																																																																																																					
	鋼製コルゲートパイプ	30	45	55	65	75	85																																																																																																																																																																																																																					
	コンクリート管				50																																																																																																																																																																																																																							
	シート				30																																																																																																																																																																																																																							
	ロープ				20																																																																																																																																																																																																																							
区分	1現場当たり修理費及び損料費																																																																																																																																																																																																																											
	掘削幅3m未満 (円/n)	掘削幅3m以上4.7m未満 (円/n)																																																																																																																																																																																																																										
たて込み簡易土留機材 (1セット30m)																																																																																																																																																																																																																												
深さ1.5m以上3.5m以下	310	430																																																																																																																																																																																																																										
深さ3.5mを超え6.0m以下 (1セット15m)	390	500																																																																																																																																																																																																																										
深さ1.5m以上3.5m以下	400	—																																																																																																																																																																																																																										
仮設名	仮設材名	設置期間別1現場当たり損料率(%)					摘要																																																																																																																																																																																																																					
		1ヶ月未満	3ヶ月未満	6ヶ月未満	1年未満	2年未満		3年未満																																																																																																																																																																																																																				
土仮締留切橋場係等防護柵等	木材	15	25	40	50	75	100	A条件																																																																																																																																																																																																																				
	"	60	60	70	90	100	100	B条件																																																																																																																																																																																																																				
給排水仮廻し水路等	鋼材	10	10	20	30	50	70																																																																																																																																																																																																																					
	合成樹脂管・ホース	30	45	55	65	75	85																																																																																																																																																																																																																					
保安施設等	鋼管・ガス管	10	10	20	30	—	—																																																																																																																																																																																																																					
	鋼製コルゲートパイプ	30	45	55	65	75	85																																																																																																																																																																																																																					
	コンクリート管				50																																																																																																																																																																																																																							
	シート				30																																																																																																																																																																																																																							
	ロープ				20																																																																																																																																																																																																																							
区分	1現場当たり修理費及び損料費																																																																																																																																																																																																																											
	掘削幅3m未満 (円/n)	掘削幅3m以上4.7m未満 (円/n)																																																																																																																																																																																																																										
たて込み簡易土留機材 (1セット30m)																																																																																																																																																																																																																												
深さ1.5m以上3.5m以下	330	440																																																																																																																																																																																																																										
深さ3.5mを超え6.0m以下 (1セット15m)	410	540																																																																																																																																																																																																																										
深さ1.5m以上3.5m以下	430	—																																																																																																																																																																																																																										

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>13-70 第13編 農業農村整備 第10章 ほ場整備工 [1] 適用基準 ⑨自動埋設暗渠工</p>	<p>土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2.8. ほ場整備工 / ①雑物除去(水田ほ場整備工) による。</p> <p>⑦ 畦畔ブロック(人力) 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2.8. ほ場整備工 / ②畦畔ブロック(人力) による。</p> <p>⑧ 弾丸暗渠工 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2.8. ほ場整備工 / ③弾丸暗渠工 による。</p> <p>⑨ 自動埋設暗渠工 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2.8. ほ場整備工 / ④自動埋設暗渠工 による。</p> <p>⑩ ほ場整備整地工(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)ICT 施工 [SV700][SV705][SV901][SV905] 情報化施工技術の活用ガイドライン 別紙-9 ①ほ場整備整地工【情報化施工】[参考歩掛] による。</p> <p>⑪ 水田整地工(ブルドーザ)ICT 施工 [SV710][SV903][SV907] 情報化施工技術の活用ガイドライン 別紙-9 ②基盤整地及び簡易整備【情報化施工】[参考歩掛] による。</p> <p>[2] 独自基準</p>	<p>土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2.8. ほ場整備工 / ①雑物除去(水田ほ場整備工) による。</p> <p>⑦ 畦畔ブロック(人力) 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2.8. ほ場整備工 / ②畦畔ブロック(人力) による。</p> <p>⑧ 弾丸暗渠工 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2.8. ほ場整備工 / ③弾丸暗渠工 による。</p> <p>⑨ ほ場整備整地工(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)ICT 施工 [SV700][SV705][SV901][SV905] 情報化施工技術の活用ガイドライン 別紙-9 ①ほ場整備整地工【情報化施工】[参考歩掛] による。</p> <p>⑩ 水田整地工(ブルドーザ)ICT 施工 [SV710][SV903][SV907] 情報化施工技術の活用ガイドライン 別紙-9 ②基盤整地及び簡易整備【情報化施工】[参考歩掛] による。</p> <p>[2] 独自基準 1. ③ 水田整地工(ブルドーザ) 1. 適用範囲 以下のとおり読み替える。 本歩掛は、ほ場整備工事のうち、「第10章ほ場整備工①ほ場整備工(標準区画0.3ha以上)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)、②ほ場整備工(標準区画0.3ha未満)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)」を適用しない、現況地形の平均勾配が1/10を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平坦地の場合に適用する。 1-1 基盤造成</p>

削除

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>13-71 第13編 農業農村整備 第10章 ほ場整備工 [2] 独自基準 ⑩ほ場整備整地工（表土扱い）、 （基盤造成・畦畔築立）ICT施工 ⑪水田整地工（ブルドーザ） ICT施工</p>	<p>1. ③ 水田整地工(ブルドーザ)</p> <p>1. 適用範囲 以下のとおり読み替える。 本歩掛は、ほ場整備工事のうち、「第10章ほ場整備工①ほ場整備工（標準区画0.3ha以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、②ほ場整備工（標準区画0.3ha未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）」を適用しない、現況地形の平均勾配が1/10を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平地の場合に適用する。 1-1 基盤造成 急傾斜地における基盤造成は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第1章土工②土工」を別途計上する。</p> <p>2. ④ 暗渠排水工 以下のとおり追記する。 2. 施工概要 (注) 4. 管材のロス率は暗渠排水管（定尺管・ロール管）については1%、土管・陶管は計上しない。</p> <p>3. ⑥ 雑物除去(水田ほ場整備工)</p> <p>2. 施工歩掛 表2. 1 雑物除去（水田ほ場整備工） (注) 以下のとおり読み替える。 (注) 雑物量の判定において、「第10章ほ場整備工①ほ場整備工（標準区画0.3ha以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、②ほ場整備工（標準区画0.3ha未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、③水田整地工（ブルドーザ）」と合わせて、本歩掛を使用した時は、次式により求めた雑物量を対象にする。 対象雑物量（m<sup>3</sup>/ha）＝全雑物量（m<sup>3</sup>/ha）÷5（m<sup>3</sup>/ha）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>4. ⑩ ほ場整備整地工（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）ICT 施工 以下のとおり追記する。 9. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 なお、経費の計上が適用となる出来型管理は以下の（1）及び（2）又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来型計測とする。なお、その他の出来型管理の経費は、共通仮設費及び現場管理費等に含まれる。 （1）UAV出来形管理 （2）T L S出来形管理</p> </div> <p>5. ⑪ 水田整地工(ブルドーザ)ICT 施工 以下のとおり追記する。 3. 機種の選定 なお、超湿地ブルドーザ13t級については、表②.3.1機種の選定及び表②.3.3機種選定表より削除する。 4. 施工歩掛 なお、超湿地ブルドーザ13t級については、表②.4.1運転1時間当り標準作業量より削除する。 5. 単価表 なお、超湿地ブルドーザ13t級については、（2）機械運転単価表より削除する。 9. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 なお、経費の計上が適用となる出来型管理は以下の（1）及び（2）又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来型計測とする。なお、その他の出来型管理の経費は、共通仮設費及び現場管理費等に含まれる。 （1）UAV出来形管理 （2）T L S出来形管理</p>	<p>1. ③ 水田整地工(ブルドーザ)</p> <p>1. 適用範囲 以下のとおり読み替える。 本歩掛は、ほ場整備工事のうち、「第10章ほ場整備工①ほ場整備工（標準区画0.3ha以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、②ほ場整備工（標準区画0.3ha未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）」を適用しない、現況地形の平均勾配が1/10を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平地の場合に適用する。 1-1 基盤造成 急傾斜地における基盤造成は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第1章土工②土工」を別途計上する。</p> <p>2. ④ 暗渠排水工 以下のとおり追記する。 2. 施工概要 (注) 4. 管材のロス率は暗渠排水管（定尺管・ロール管）については1%、土管・陶管は計上しない。</p> <p>3. ⑥ 雑物除去(水田ほ場整備工)</p> <p>2. 施工歩掛 表2. 1 雑物除去（水田ほ場整備工） (注) 以下のとおり読み替える。 (注) 雑物量の判定において、「第10章ほ場整備工①ほ場整備工（標準区画0.3ha以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、②ほ場整備工（標準区画0.3ha未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、③水田整地工（ブルドーザ）」と合わせて、本歩掛を使用した時は、次式により求めた雑物量を対象にする。 対象雑物量（m<sup>3</sup>/ha）＝全雑物量（m<sup>3</sup>/ha）÷5（m<sup>3</sup>/ha）</p> <p>4. ⑩ 水田整地工(ブルドーザ)ICT 施工 以下のとおり追記する。 3. 機種の選定 なお、超湿地ブルドーザ13t級については、表②.3.1機種の選定及び表②.3.3機種選定表より削除する。 4. 施工歩掛 なお、超湿地ブルドーザ13t級については、表②.4.1運転1時間当り標準作業量より削除する。 5. 単価表 なお、超湿地ブルドーザ13t級については、（2）機械運転単価表より削除する。</p>

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

## 14-9

### 第14編 森林整備

#### 第1章 総則

#### ②工事費の積算

#### 3.共通仮設費の率分

別表③ 地域補正(共通仮設費)の適用

施工地域区分	適用条件		補正係数	適用優先
	工種区分	対象		
市街地(DID補正) (1)-1	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)-1	道路維持工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.4	1
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)-1	道路維持工事	一般交通影響有り(1)-1以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.4	1
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地(DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2
一般交通影響有り (1)-2	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	3
	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	一般交通影響有り(1)-2以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	4
市街地(DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5
離島	全ての工種		1.3	6

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部)  
 これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。  
 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

別表③ 地域補正(共通仮設費)の適用

施工地域区分	適用条件		補正係数	適用優先
	工種区分	対象		
市街地(DID補正) (1)-1	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)-1	道路維持工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.4	1
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)-1	道路維持工事	一般交通影響有り(1)-1以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.4	1
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地(DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2
一般交通影響有り (1)-2	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	3
	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	一般交通影響有り(1)-2以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	4
市街地(DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5
山間僻地及び離島	全ての工種	島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。(※1)	1.3	6

※1 雲南市吉田町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、浜田市旭町、弥栄町、益田市匹見町、吉賀町及び離島が該当する。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部)  
 これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。  
 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

追記

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

14-12  
第14編 森林整備  
第1章 総則  
②工事費の積算  
4.現場管理費（間接工事費）

別表⑤ 地域補正（現場管理費）の適用			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	適用条件 対象		
市街地(DID補正) (1)-1	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)-1	道路維持工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)-1	道路維持工事	一般交通影響有り(1)-1以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地(DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り (1)-2	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種		1.1	4
市街地(DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
離 島	全ての工種		1.0	6

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部)  
 これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。  
 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

別表⑤ 地域補正（現場管理費）の適用			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	適用条件 対象		
市街地(DID補正) (1)-1	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)-1	道路維持工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)-1	道路維持工事	一般交通影響有り(1)-1以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地(DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り (1)-2	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種		1.1	4
市街地(DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種	島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。(※1)	1.0	6

※1 雲南市吉田町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、浜田市旭町、弥栄町、益田市匹見町、吉賀町及び離島が該当する。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部)  
 これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。  
 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

追記



# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>14-16</b> 第14編 森林整備 第1章 総則 ⑩工事の一時中止等に伴う増加費用等の積算</p> <p><b>14-17</b> 第14編 森林整備 第1章 総則 ⑭その他</p>	<p>⑩ 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 「建設工事積算基準第1編第10章工事の一時中止に伴う増加費用等の積算」による。 ただし、<u>dg:中止に係る現場経費率の端数処理</u>については、(％ 小数以下第三位四捨五入二位止め)とする。 また、①2-2(2)1)中止に伴い増加する現場経費率の「各工種毎に決まる係数」別表-1は下表を適用する。</p> <p>⑭ その他 「建設工事積算基準第1編第14章の規定」による。 ただし、「建設工事積算基準第1編第14章①1-1工期日数の算定」の「別表1」及び「別表2」については、下記に替える。</p>	<p>⑩ 工事の一時中止等に伴う増加費用等の積算 「建設工事積算基準第1編第10章工事の一時中止等に伴う増加費用等の積算」による。 ただし、①2-2(2)1)中止等に伴い増加する現場経費率の「各工種毎に決まる係数」別表-1は下表を適用する。</p> <p>⑭ その他 「建設工事積算基準第1編第14章の規定」による。 ただし、「建設工事積算基準第1編第14章①1-2工期日数の算定」の<u>雨休率については、猛暑日を考慮しない。</u>また、「別表1」及び「別表2」については、下記に替える。</p>
---	--	--

削除

追記

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

14-20、21  
第14編 森林整備  
第2章 土工  
第1編 共通工 第1 土工  
1-2-1 伐開・除根等

## 1-2-1 伐開・除根等 (3)チェーンソー伐開歩掛

以下を読み替える。

(3)-1 伐開工 (チェーンソー) 単価表

1000㎡当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
世話役		人	0.1	
普通作業員		〃	4.0	
チェーンソー運転	鋸長 500 mm	日	1.0	
諸雑費		式	1	
計				

以下を追記する。

(3)-2 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
チェーンソー	鋸長 500 mm	下記	運転労務数量→1.0 燃料消費量(混合油)→ <u>3.6</u> 燃料消費量(チェーンオイル) →0.1 損料数量→1.0

(3)-3 チェーンソー運転1日当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
特殊作業員		人		(3)-2 機械運転単価表
混合油	25:1	ℓ		〃
チェーンオイル		〃		〃
チェーンソー損料		日		〃
諸雑費		式	1	
計				

## 1-2-1 伐開・除根等 (3)チェーンソー伐開歩掛

以下を読み替える。

(3)-1 伐開工 (チェーンソー) 単価表

1000㎡当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
世話役		人	0.1	
普通作業員		〃	4.0	
チェーンソー運転	鋸長 500 mm	日	1.0	
諸雑費		式	1	
計				

以下を追記する。

(3)-2 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
チェーンソー	鋸長 500 mm	下記	運転労務数量→1.0 燃料消費量(混合油)→ <u>3.0</u> 燃料消費量(チェーンオイル) →0.1 損料数量→1.0

(3)-3 チェーンソー運転1日当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
特殊作業員		人		(3)-2 機械運転単価表
混合油	25:1	ℓ		〃
チェーンオイル		〃		〃
チェーンソー損料		日		〃
諸雑費		式	1	
計				

→ 改定

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

14-25  
第14編 森林整備  
第3章 運搬工  
第1編 共通工 第2 運搬工  
2-2-1 小型不整地運搬車運

2-2-1 小型不整地運搬車運搬

- (1) 略
- (2) -1 略
- (2) -2 略

(2)-3 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
不 整 地 運 搬 車	油圧ダンプ式クローラ型 2.0t積	上記	運転労務数量→0.14 燃料消費量→2.3 賃料数量→0.25

改定

2-2-1 小型不整地運搬車運搬

- (1) 略
- (2) -1 略
- (2) -2 略

(2)-3 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
不 整 地 運 搬 車	油圧ダンプ式クローラ型 2.0t積	上記	運転労務数量→0.14 燃料消費量→1.9 賃料数量→0.32

14-26  
2-2-2 不整地運搬車運搬

2-2-2 不整地運搬車運搬

- (4) -1 略

(4)-2 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
不 整 地 運 搬 車	油圧ダンプ式クローラ型 4t積、6t積	上記	運転労務数量→0.14 燃料消費量→11(4t)、13(6t) 賃料数量→0.25

改定

2-2-2 不整地運搬車運搬

- (4) -1 略

(4)-2 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
不 整 地 運 搬 車	油圧ダンプ式クローラ型 4t積、6t積	上記	運転労務数量→0.14 燃料消費量→9.7(4t)、11(6t) 賃料数量→0.32

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>14-44</b>                  第14編 森林整備                  第7章 基礎工                  第1編 共通工 第6 基礎工                  6-1-8 鋼管・既製コンクリート杭打工（鋼管ソイルセメント杭工）                  6-1-9 鋼管・既製コンクリート杭打工（回転杭工）                  6-1-10 鋼管・既製コンクリート杭打工（杭頭処理工）</p>	<p>6-1 杭打工</p> <p>6-1-5 鋼管・既製コンクリート杭打工（パイルハンマ工）                  「建設工事積算基準第II編共通工第3章基礎工①鋼管・既製コンクリート杭打工①-1パイルハンマ工」による。</p> <p>6-1-6 鋼管・既製コンクリート杭打工（中掘工）                  「建設工事積算基準第II編共通工第3章基礎工①鋼管・既製コンクリート杭打工①-2中掘工」による。</p> <p>6-1-7（参考歩掛）木杭打工（大型ブレーカ）                  「建設工事積算基準第III編河川第2章河川維持工⑨多自然護岸工⑨-2木杭打工」による。</p> <p><u>6-2 鋼管ソイルセメント杭工</u>                  「建設工事積算基準第II編共通工第3章基礎工①鋼管・既製コンクリート杭打工①-3鋼管ソイルセメント杭工」による。</p> <p><u>6-3 回転杭工</u>                  「建設工事積算基準第II編共通工第3章基礎工①鋼管・既製コンクリート杭打工①-4回転杭工」による。</p> <div style="border: 1px dashed red; width: 100px; height: 30px; margin-top: 10px;"></div>	<p>6-1 杭打工</p> <p>6-1-5 鋼管・既製コンクリート杭打工（パイルハンマ工）                  「建設工事積算基準第II編共通工第3章基礎工①鋼管・既製コンクリート杭打工①-1パイルハンマ工」による。</p> <p>6-1-6 鋼管・既製コンクリート杭打工（中掘工）                  「建設工事積算基準第II編共通工第3章基礎工①鋼管・既製コンクリート杭打工①-2中掘工」による。</p> <p>6-1-7（参考歩掛）木杭打工（大型ブレーカ）                  「建設工事積算基準第III編河川第2章河川維持工⑨多自然護岸工⑨-2木杭打工」による。</p> <p><u>6-1-8 鋼管・既製コンクリート杭打工（鋼管ソイルセメント杭工）</u>                  「建設工事積算基準第II編共通工第3章基礎工①鋼管・既製コンクリート杭打工①-3鋼管ソイルセメント杭工」による。</p> <p>6-1-9 鋼管・既製コンクリート杭打工（回転杭工）                  「建設工事積算基準第II編共通工第3章基礎工①鋼管・既製コンクリート杭打工①-4回転杭工」による。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>6-1-10 鋼管・既製コンクリート杭打工（杭頭処理工）                      「建設工事積算基準第II編共通工第3章基礎工①鋼管・既製コンクリート杭打工①-5杭頭処理工」による。</p> </div>
--	--	---

改定

新設

## 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

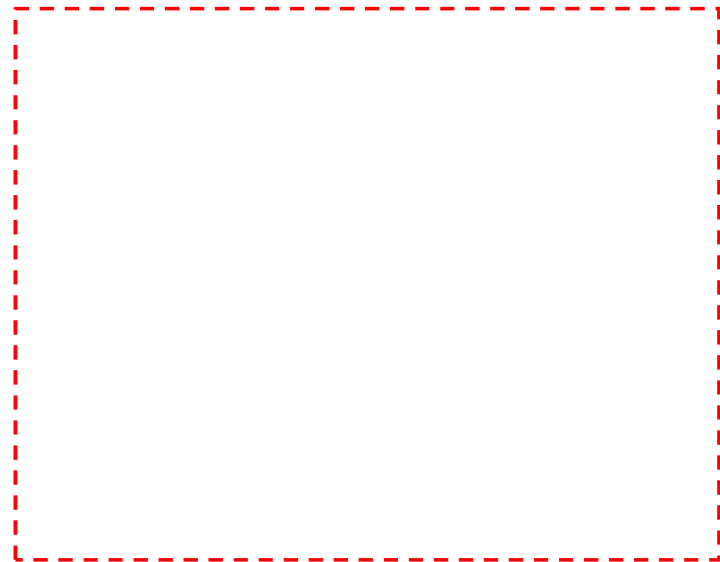
<p><b>14-49</b> 第14編 森林整備 第8章 木材利用工 第1編 共通工 第7 木材利用工工 7-4-3 (参考歩掛) 丸太筋工 (現地発生材利用)</p>	<div style="border: 2px dashed red; height: 80px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center; color: red;">→ 新設</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p><b>7-4-3 (参考歩掛) 丸太筋工 (現地発生材利用)</b></p> <p>以下を読み替える。 ② 筋工設置 施工歩掛は、第14編第8章7-4-1丸太筋工を適用することができる。なお、適用する施工歩掛は、2本筋工とし、材料費を除いた労務費、諸雑費を計上する。ただし、埋戻は必要に応じて計上する。</p> </div>
<p><b>14-55</b> 第14編 森林整備 第9章 仮設工 第1編 共通工 第8 仮設工 8-11-4 プレボーリング</p>	<p><b>8-11-4 ディーゼルハンマによる打込み</b> 「建設工事積算基準第II編共通工第5章仮設工②鋼矢板 (H形鋼) 工②-4プレボーリング」による。</p> <p style="text-align: center; color: red;">→ 改定</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p><b>8-11-4 プレボーリング</b></p> <p>「建設工事積算基準第II編共通工第5章仮設工②鋼矢板 (H形鋼) 工②-4プレボーリング」による。</p> </div>
<p><b>14-56</b> 第14編 森林整備 第9章 仮設工 第1編 共通工 第8 仮設工 8-19 濁水処理工</p>	<div style="border: 2px dashed red; height: 60px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center; color: red;">→ 新設</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p><b>8-19 濁水処理工</b></p> <p>「建設工事積算基準第II編共通工第5章仮設工⑩濁水処理工 (一般土木工事)」による。</p> </div>

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

14-62  
 第14編 森林整備  
 第12章 山地治山土工  
 第2編 治山 第1 山地治山土工  
 1-2-2 山地治山岩石工

1-2-2 (参考) 1 山地治山岩石工  
 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通第1章土工①土量変化率等及び②土工、③作業土工③-1床掘工」による。



→  
新設

1-2-2 (参考) 1 山地治山岩石工  
 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通第1章土工①土量変化率等及び②土工、③作業土工③-1床掘工」による。

ただし、(3) 人力掘削歩掛は下記の通りとする。

(3) 人力掘削歩掛  
 機械施工ができない箇所及び火薬による破砕ができない箇所の人力掘削歩掛は、次表とする。

(10m<sup>3</sup> 当たり)

名 称	規 格	単 位	土 質 ・ 岩 質 分 類		
			軟岩 (Ⅰ) B	軟岩 (Ⅱ)	中 硬 岩
特殊作業員		人	3.0	3.3	4.2
普通作業員 (山林砂防工)		〃	2.0	2.3	2.9
空気圧縮機運転	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 5.0m <sup>3</sup> /min	日	1.0	1.1	1.4
削岩機損料	ピックハンマ	〃	1.0	1.1	1.4

備考 1 上表は、切崩し及び掘起こし作業の他、法面整形 (基面整形)、3m程度までの投棄、仮置又は積込作業を含む。  
 2 上表の労務には、空気圧縮機、削岩機の運転を含む。  
 3 空気圧縮機は賃料とし、運転日当たり運転時間は、6時間とする。

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

[通知日] 令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>14-70</b> 第14編 森林整備 第15章 地すべり防止工 第2編 治山 第4 地すべり防止工 4-4-2 集水井工（プレキャスト土留工法）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15章 地すべり防止工</b></p> <p>[1] 適用基準 治山林道必携 積算・施工編 上巻 4森林整備保全事業標準歩掛 第2編 治山 第4 地すべり防止工 4-2 中口径ポーリング 4-5 アンカー工</p> <p>[2] 独自基準 治山林道必携 積算・施工編 上巻 4森林整備保全事業標準歩掛 第2編 治山 第4 地すべり防止工 4-1 小口径ポーリング 「建設工事積算基準第Ⅲ編第4章地すべり防止工①地すべり防止工①-3地すべり防止工（集排水ポーリング工）」が適用できない場合に適用する。 4-3 大口径ポーリング 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第3章基礎工②場所打杭工②-4大口径ポーリングマシン工」による。 4-4 集水井工 4-4-1 集水井工（ライナープレート土留工法） 「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第4章地すべり防止工①地すべり防止工①-1集水井工（ライナープレート土留工法）」による。 <b>4-4-2 集水井工（プレキャスト土留工法）</b> 「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第4章地すべり防止工①地すべり防止工①-2集水井工（プレキャスト土留工法）」による。 4-5 アンカー工 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第2章共通工③アンカー工（ロータリーパーカッション式）」が使用できない場合に適用する。 4-6 集排水ポーリング孔洗浄工 「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第4章地すべり防止工①地すべり防止工①-7集排水ポーリング孔洗浄工」</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15章 地すべり防止工</b></p> <p>[1] 適用基準 治山林道必携 積算・施工編 上巻 4森林整備保全事業標準歩掛 第2編 治山 第4 地すべり防止工 4-2 中口径ポーリング <b>4-4-2 集水井工（プレキャスト土留工法）</b> 4-5 アンカー工</p> <p>[2] 独自基準 治山林道必携 積算・施工編 上巻 4森林整備保全事業標準歩掛 第2編 治山 第4 地すべり防止工 4-1 小口径ポーリング 「建設工事積算基準第Ⅲ編第4章地すべり防止工①地すべり防止工①-2地すべり防止工（集排水ポーリング工）」が適用できない場合に適用する。 4-3 大口径ポーリング 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第3章基礎工②場所打杭工②-4大口径ポーリングマシン工」による。 4-4 集水井工 4-4-1 集水井工（ライナープレート土留工法） 「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第4章地すべり防止工①地すべり防止工①-1集水井工（ライナープレート土留工法）」による。 4-5 アンカー工 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第2章共通工③アンカー工（ロータリーパーカッション式）」が使用できない場合に適用する。 4-6 集排水ポーリング孔洗浄工 「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第4章地すべり防止工①地すべり防止工①-6集排水ポーリング孔洗浄工」による。</p>
---	--	---

移行

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p><b>14-72</b> 第14編 森林整備 第16章 森林整備 第2編 治山 第5 森林整備 5-1-9 下刈歩掛(全刈り・筋刈り(1回刈り及び2回刈り))</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16章 森林整備</b></p> <p>[1] 適用基準</p> <p>治山林道必携 積算・施工編 上巻 4森林整備保全事業標準歩掛</p> <p>第2編 治山 第5 森林整備</p> <p>5-1 森林整備</p> <p style="padding-left: 20px;">5-1-1 植栽(A) ~ <u>5-1-9 下刈歩掛(全刈り(1回刈り及び2回刈り))</u></p> <p style="padding-left: 20px;">5-1-11 (参考歩掛)本数調整伐</p> <p style="padding-left: 20px;">5-1-12 (参考歩掛)獣害対策</p> <p style="padding-left: 20px;">5-4 (参考歩掛)なだれ予防柵設置工</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16章 森林整備</b></p> <p>[1] 適用基準</p> <p>治山林道必携 積算・施工編 上巻 4森林整備保全事業標準歩掛</p> <p>第2編 治山 第5 森林整備</p> <p>5-1 森林整備</p> <p style="padding-left: 20px;">5-1-1 植栽(A) ~ <u>5-1-9 下刈歩掛(全刈り筋刈り(1回刈り及び2回刈り))</u></p> <p style="padding-left: 20px;">5-1-11 (参考歩掛)本数調整伐</p> <p style="padding-left: 20px;">5-1-12 (参考歩掛)獣害対策</p> <p style="padding-left: 20px;">5-4 (参考歩掛)なだれ予防柵設置工</p>
--	---	--

→  
改定



# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

**14-74**  
 第14編 森林整備  
 第16章 森林整備  
 第2編 治山 第5 森林整備  
 5-6 地拵(全刈、棚積)

## 5-6 地拵(全刈、棚積)

### 1. 適用範囲

本資料は、森林整備において、草刈機のみまたは草刈機と手刈り作業を併用する地拵(全刈、棚積)作業に適用する。

### 2. 施工歩掛

#### 1) 地拵(全刈、棚積)(草刈機使用)歩掛 (1ha 当り)

名称	区分	単位	雑木多、植生密、ツル繁茂	雑木やや多、植生中、ツルやや繁茂	雑木少、植生疎、ツル少	かん木、雑草多、ツル繁茂	かん木、雑草やや多、ツルやや繁茂	かん木、雑草少、ツル少	摘要
草刈機運転	日		15.0	13.0	11.0	9.0	7.0	5.0	(肩掛式)
特殊作業員	人		15.0	13.0	11.0	9.0	7.0	5.0	
普通作業員	#		14.0	12.0	10.0	8.25	6.5	5.0	

(注) 1. 上表は草刈機使用の場合であり、手刈り作業を伴う場合は次式により歩掛を減じ、下表の労務を追加する。

$$\text{草刈機使用歩掛} \times (1 - \text{手刈り割合}) \cdots \text{式 1}$$

#### 2) 地拵(全刈、棚積)(手刈り)歩掛 (1ha 当り)

名称	区分	単位	雑木多、植生密、ツル繁茂	雑木やや多、植生中、ツルやや繁茂	雑木少、植生疎、ツル少	かん木、雑草多、ツル繁茂	かん木、雑草やや多、ツルやや繁茂	かん木、雑草少、ツル少	摘要
普通作業員	人		45.0	40.0	32.0	27.0	20.0	15.0	

(注) 1. 上記歩掛は次式により補正し計上する。

$$\text{手刈り歩掛} \times \text{手刈り割合} \cdots \text{式 2}$$

### 3. 単価表

#### 1) 地拵(全刈、棚積) 1ha 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
草刈機運転		日		式 1
特殊作業員		人		#
普通作業員		#		式 1、式 2
諸雑費		式	1	
計				

#### 2) 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
草刈機	肩掛式カッター径 255 mm	機-12	燃料消費量→1.5

## 5-6 地拵(全刈、棚積)

### 1. 適用範囲

本資料は、森林整備において、草刈機のみまたは草刈機と手刈り作業を併用する地拵(全刈、棚積)作業に適用する。

### 2. 施工歩掛

#### 1) 地拵(全刈、棚積)(草刈機使用)歩掛 (1ha 当り)

名称	区分	単位	雑木多、植生密、ツル繁茂	雑木やや多、植生中、ツルやや繁茂	雑木少、植生疎、ツル少	かん木、雑草多、ツル繁茂	かん木、雑草やや多、ツルやや繁茂	かん木、雑草少、ツル少	摘要
草刈機運転	日		15.0	13.0	11.0	9.0	7.0	5.0	(肩掛式)
特殊作業員	人		15.0	13.0	11.0	9.0	7.0	5.0	
普通作業員	#		14.0	12.0	10.0	8.25	6.5	5.0	

(注) 1. 上表は草刈機使用の場合であり、手刈り作業を伴う場合は次式により歩掛を減じ、下表の労務を追加する。

$$\text{草刈機使用歩掛} \times (1 - \text{手刈り割合}) \cdots \text{式 1}$$

#### 2) 地拵(全刈、棚積)(手刈り)歩掛 (1ha 当り)

名称	区分	単位	雑木多、植生密、ツル繁茂	雑木やや多、植生中、ツルやや繁茂	雑木少、植生疎、ツル少	かん木、雑草多、ツル繁茂	かん木、雑草やや多、ツルやや繁茂	かん木、雑草少、ツル少	摘要
普通作業員	人		45.0	40.0	32.0	27.0	20.0	15.0	

(注) 1. 上記歩掛は次式により補正し計上する。

$$\text{手刈り歩掛} \times \text{手刈り割合} \cdots \text{式 2}$$

### 3. 単価表

#### 1) 地拵(全刈、棚積) 1ha 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
草刈機運転		日		式 1
特殊作業員		人		#
普通作業員		#		式 1、式 2
諸雑費		式	1	
計				

#### 2) 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
草刈機	肩掛式カッター径 255 mm	機-12	燃料消費量→1.3

改定

# 令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

**14-86**  
第14編 森林整備  
第19章 道路付属施設  
第3編 林道 第2 道路付属施設  
2-1-13 木製パネル設置工(切土法面)

## 2-1-13 間伐パネル設置工(切土法面)

1. 適用範囲  
本資料は、切土法面に設置する間伐パネル(500×1,500×100)の施工に適用する。
2. 施工歩掛  
本歩掛は間伐パネルの据え付け、調整、アンカーピン打込みの各作業からなるものとする。  
1) 間伐パネル設置工歩掛 (20枚当り)

名 称	単 位	数 量	
		直線部	曲線部
普通作業員	人	0.42	0.51

- (注) 1. 木歩掛には小運搬(20m程度)を含む。  
2. 曲線部は設置箇所での曲線半径がR=20m未満の箇所に適用する。

- 2) 間伐パネル設置工材料 (20枚当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
間伐パネル	500×1,500×100	枚	20
アンカーピン	φ16×400mm	本	40

3. 単価表

1) 間伐パネル設置工20枚当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普通作業員		人		1) 間伐材パネル設置工歩掛
間伐パネル	500×1,500×100	枚	20	2) 間伐パネル設置工材料
アンカーピン	φ16×400mm	本	40	〃
諸 雑 費		式	1	
計				

## 2-1-13 木製パネル設置工(切土法面)

1. 適用範囲  
本資料は、切土法面に設置する木製パネル(500×1,500×100)の施工に適用する。
2. 施工歩掛  
本歩掛は木製パネルの据え付け、調整、アンカーピン打込みの各作業からなるものとする。  
1) 木製パネル設置工歩掛 (20枚当り)

名 称	単 位	数 量	
		直線部	曲線部
普通作業員	人	0.42	0.51

- (注) 1. 木歩掛には小運搬(20m程度)を含む。  
2. 曲線部は設置箇所での曲線半径がR=20m未満の箇所に適用する。

- 2) 木製パネル設置工材料 (20枚当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
木製パネル	500×1,500×100	枚	20
アンカーピン	φ16×400mm	本	40

3. 単価表

1) 木製パネル設置工20枚当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普通作業員		人		1) 木製パネル設置工歩掛
木製パネル(県産材)	500×1,500×100	枚	20	2) 木製パネル設置工材料
アンカーピン	φ16×400mm	本	40	〃
諸 雑 費		式	1	
計				